

## むつ市議会第210回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成23年12月9日（金曜日）午前10時開議

◎副市長就任あいさつ

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）2番 横 垣 成 年 議員

（2）15番 中 村 正 志 議員

（3）14番 浅 利 竹二郎 議員

（4）9番 東 健 而 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上 路 德 昭	2番	横 垣 成 年
4番	佐々木 肇	5番	川 下 八 十 美
6番	目 時 睦 男	7番	村 川 壽 司
8番	佐 賀 英 生	9番	東 健 而
10番	石 田 勝 弘	11番	菊 池 広 志
12番	斉 藤 孝 昭	13番	濱 田 栄 子
14番	浅 利 竹 二 郎	15番	中 村 正 志
16番	半 田 義 秋	17番	村 中 徹 也
18番	大 瀧 次 男	19番	富 岡 修 夫
20番	佐々木 隆 徳	21番	富 岡 幸 夫
22番	鎌 田 ち よ 子	23番	菊 池 光 弘
24番	岡 崎 健 吾	25番	白 井 二 郎
26番	山 本 留 義		

欠席議員（1人）

3番 工 藤 孝 夫

説明のため出席した者

市 長	宮 下 順 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者 管 理 者	遠 藤 雪 夫
代 表 員	小 川 照 久	選 挙 管 理 委 員 会 長	畑 中 政 勝
農 業 委 員 会 長	立 花 順 一	総 務 政 策 部	伊 藤 道 郎
財 務 部 長	下 山 益 雄	財 務 調 整 部	赤 田 比 等 史
民 生 部 長	奥 川 清 次 郎	保 健 福 祉 部	松 尾 秀 一
経 済 部 長	中 嶋 達 朗	建 設 部 長	山 本 伸 一
川 内 庁 舎 長	布 施 恒 夫	大 畑 庁 舎 長	若 松 通
協 野 沢 長	高 坂 浩 二	会 管 総 政 理 出 納 室	大 橋 誠

選挙管理委員会 事務局長	成田晴光	監査委員 局長	石田武男
農務局長	手間本富士雄	教育部長	齋藤秀人
営企業長 水道長	齊藤鐘司	総政防調 策整	岩崎金蔵
建事調 設整	清藤巡一	総政政推 策進	花山俊春
財政推 務進	石野了	財副税 務課	畑中恒治
民政推 生進	竹山清信	民副市久課 生理一	猪口和則
保福副健康 社理推	鹿内徹	経政推 済進	笠井哲哉
建政推 設進	鏡谷晃	教委事副学課 員務理教	加藤次男
総政総 務課	柳谷孝志	総政総総 括主	野藤賀範
総政企課 策調	高橋聖	総政防課 災政	工藤初男
財政課 政課	氏家剛	財管財課 課	木村善弘
民市久総 ポ一ツ主	樋山政之	経商課 工観	金澤寿々子
経商観総 括主	橋本邦之	建土設課 木課	杉山重行
建土総 括主	眞野修司	建土設木 総括主	佐藤節雄
建都課 設建	望月操	川産課 内業	福島伸



## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

## ◎副市長就任あいさつ

○議長（山本留義） 議事に入る前に、就任のごあいさつがあります。

12月7日の本会議において、むつ市副市長に選任されました新谷加水氏から就任のごあいさつをお願いいたします。副市長。

（新谷加水副市長登壇）

○副市長（新谷加水） 皆様の御議決を賜り、12月7日付で副市長に就任をいたしました新谷加水でございます。何とぞよろしくお願いをいたしたいと存じます。

ごあいさつの前に、まずもって、議員各位におかれましては、さきの市議会議員選挙におきまして、激戦の中を勝ち抜かれ、見事当選の栄に浴されましたことに、改めてこの場をおかりして心からお喜びを申し上げたいと存じます。まことに改めてとうございました。

さて、私は昨年の3月、当時の議長の特段のご配慮によりまして、この場で退職のごあいさつをさせていただいたわけではありますが、その際、この場に立たせていただくのも今回が最初にして最後と申し上げたところでありますが、きょうまた図らずも再びこの場に立たせていただいているわけでありまして、このたびのことは私にとりましては青天のへきれきのこととはいえ、まことに汗顔の至りでございます。

もとより私は浅学非才、このような重責を担う才覚も器量も持ち合わせていないところでありますが、こうして皆様にご推挙、ご同意をいただきました以上、気持ちも新たに宮下市長が提唱しております「希望のまち・むつ市」に一步でも近づけるよう誠心誠意微力を尽くしてまいりたいと思っています。

ご承知のとおり私どもは、懸案の累積赤字を解消したとはいえ、まだまだたくさんの難題、課題を抱えております。「希望のまち・むつ市」への道は決して平たんなものではありませんし、大きなあらしに遭遇することもあるかもしれません。希望のまちへ向けて、今我々に必要なこと、なさねばならないことは、やはり原点に立ち返ってたくさんの方の知恵の結集を図ること、そして理解し合い、手をつなぎ合うことによるのみ生まれる力の結集であろうと思います。

そして、その進化と拡大であります。もちろんこのこともまた言うはやすく行うはかたしであります。多くの、そしてひたむきな努力が必要であろうと思います。

議員各位におかれましては、何とぞ旧に倍しますぐ理解とご協力を心よりお願い申し上げますとともに、私どもに対するご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願いを申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（山本留義） これで就任のあいさつを終わります。

## ◎諸般の報告

○議長（山本留義） 次に、諸般の報告については、本日特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第3号

により議事を進めます。

### ◎日程第1 一般質問

○議長（山本留義） 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより横垣成年議員、中村正志議員、浅利竹二郎議員、東健而議員、濱田栄子議員、佐賀英生議員、霊池光弘議員、鎌田ちよ子議員、目時睦男議員、川下八十美議員、岡崎健吾議員、大瀧次男議員の順となっております。

本日は、横垣成年議員、中村正志議員、浅利竹二郎議員、東健而議員の一般質問を行います。

### ◎横垣成年議員

○議長（山本留義） まず、横垣成年議員の登壇を求めます。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） おはようございます。むつ市議会第210回定例会に当たり、日本共産党の横垣成年が一般質問を行います。市長初め理事者におかれましては、前向きのご答弁をよろしくお願いいたします。

この間エジプト、リビアなどでは独裁政権が倒され、大衆が独裁者を駆逐するということが起こりました。その流れは、隣のロシアでも起きようとしております。プーチン氏は、協議する必要はない、命令をすればいいだけだとする立場で国家を運営してまいりました。このたびの下院選では、プーチン氏率いる統一ロシアが大幅に議席を減らし、プーチン氏があいさつしようとしたある格闘技を行う会場では、大きなブーイングが巻き起こったということでもあります。

アメリカでは、富を独占する1%に対し、我々は99%だとしてオキュパイ・ブロードウエー運動

が起こっております。その運動にこたえるがごとく欧米のお金持ちたちは、我々に課税せよと主張をしてもおります。

片や日本の大阪では、君が代を強制するのは当たり前、評価の低い教員、職員を首にするのは当たり前と独裁を標榜してやまない橋下という政治家が11月27日、圧勝いたしました。

東日本大震災の復興財源では、大企業への減税と国民への大増税で対処する法案が日本共産党の反対にもかかわらず参議院財政金融委員会で11月29日可決されました。何とも世界から見れば不思議の国日本、世界の流れとは逆の現象が日本で起こっているというわけであります。

富にまみれた人間、そして富を持つ者にすり寄り人間には良心のかけらもありません。富と無縁な大衆は良心を持ち、質素に生きるすべを心得、仲間とともに行動することを学んでおります。これからは、大衆が独裁を駆逐する、99%が1%を駆逐する時代となるようであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問の第1点目、子供の医療費無料化についてであります。無料化の拡充についてお聞きいたします。

現在は、小学校就学前までが無料となっております。市民の長年の要求がことしの4月から実現されたということでもあります。実現へ努力された市の関係者には、心より感謝を申し上げます。

私は、ここで子育てをする若いお父さん、お母さんの負担をさらに軽くするためにも、むつ市としては子供の医療費無料化拡充にさらに努力をしてもらいたいと思っております。

現在小学校就学前までが無料となっておりますが、所得制限があります。この所得制限をなくしたり、もっと緩和するべきと考えます。また、小学校就学前までという条件を、中学校卒業までとして拡充をすべきと考えます。むつ市は医療費無

料化拡充についてどのように考えているのかお聞きをいたします。

質問の2点目、電気の節電対策についてであります。自動販売機についてお聞きいたします。

3.11の大震災後、4月24日に自販機へらそうキャンペーンが国際環境NGOのFoE Japan、フレンズ・オブ・ジ・アース・ジャパンというのだそうではありますが、それと環境エネルギー政策研究所など10団体によって呼びかけられました。電気漬けになっている生活を見直そうとして、節電のため自販機を減らす運動です。

茨城県東海村では、公共施設に設置されている自販機を9月までにすべて撤去いたしました。東京都多摩市では、公共施設の自販機を半分に減らしました。市の施設では、全部で何台設置しているのでしょうか。むつ市はむつ市の施設での自動販売機削減についてどのように考えているのかお聞きをいたします。

質問の3点目、観光についてであります。むつ市内の登山道整備についてお聞きいたします。むつ市には、釜臥山を初め大尽山、円山、朝比奈岳、燧岳などの山があります。むつ市の素晴らしい自然に触れてもらうためにも登山道の整備は必要だと思います。

登山道整備というと大げさに聞こえますが、歩ければいい程度の整備、いわゆる自然を傷めないために登山道の竹やぶを刈り払う程度のもので十分と私は考えております。むつ市の登山道はどういう状況になっているのでしょうか。むつ市は、登山道整備をどのように考えているのかお聞きをいたします。

質問の4点目、税制についてであります。免税軽油制度についてお聞きいたします。免税軽油制度とは、道路を走らない機械に使う軽油について、軽油引取税1リットル当たり32円10銭を免税するという制度で、農業用の機械、耕運機、トラクタ

一、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械などや船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は申請すると免税が認められてきました。これまで農家などの経営に貢献してきた免税軽油制度が地方税法の改正によって、このままでは来年2012年3月末で廃止される状況にあります。この制度がなくなれば、軽油を大量に使う畜産農家や野菜農家を初めとした農業経営者、漁業経営者などへの影響は深刻であります。むつ市の農業経営者、漁業者の利用度や影響はどのようなものかお聞きをいたします。

また、関係者から継続が強く望まれている免税軽油制度をむつ市としても継続するよう国へ働きかける必要があると考えますが、むつ市の考えをお聞きいたします。

最後、質問の5点目であります。福島原発による放射能汚染についてです。むつ市の状況と放射能測定器の購入についてお聞きをいたします。

青森県のホームページでは、県内の放射性物質調査結果を公表しております。むつ市内の調査結果を見ても、問題となるほどの放射性物質は検出されておられません。むつ市としては、現在放射能汚染は問題ないと判断しているのかどうかお聞きをいたします。

また、放射能測定器を購入する自治体がふえております。五十数基の原子力発電所を抱えている日本、また原子力発電所以上の放射能を出す六ヶ所再処理工場の近くということを考えるなら、原子力発電所事故などにすぐ対応するためにも放射能測定器を持ち、むつ市がすぐに独自で測定できる体制を整えるべきと考えますが、むつ市のお考えをお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のご質問にお答え

いたします。

まず、子供の医療費無料化についてであります。本市では乳幼児の保健及び出生育児環境の向上を目的として、平成5年10月より青森県乳幼児はつらつ育成事業から2分の1の補助を受けまして、乳幼児医療費給付事業を実施しております。

当初は、零歳児と1歳児のみが給付対象者でありましたが、現在は一定の所得を超えない世帯に属する零歳児から6歳児の就学前のお子さんが給付対象となっており、その内容は乳幼児が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用のうち、保険適用外と入院時食事療養費を除いた額を給付するというものであります。

また、平成23年度からは、それまでご負担いただいていた4歳児から6歳児の通院時の一月当たり1,500円と入院時の医療機関ごと1日につき500円の自己負担を廃止するとともに、医療機関の窓口での支払いを必要としない現物給付を開始するなど保護者の方々の負担のさらなる軽減を図っております。

議員ご承知のとおり、この乳幼児医療費給付事業は、青森県の乳幼児はつらつ育成事業を拡充してそれぞれの自治体が独自の上乗せを実施しているもので、県内10市の状況を申し上げますと、給付対象を零歳児から未就学児としているところが本市を含めまして8市、現物給付方式を実施しているところが7市となっております。しかしながら、今年度から現物給付方式を導入したことにより医療機関を受診しやすい環境となり、乳幼児医療費の給付額の上昇はもとより、社会保険診療報酬支払基金等への審査手数料などの財政負担が生じております。

いずれにいたしましても、小学校就学前までの給付は通過点と考えており、今後少子化対策としての事業拡大は検討していかなければならないものと思っておりますが、市といたしましては、今

後青森県の乳幼児はつらつ育成事業の動向を見据えつつ、さらに財政状況等も勘案しながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、節電についてですが、議員ご承知のとおり、3月11日の東日本大震災の影響で発電施設が甚大な被害を受けたこと等により電力供給力が大きく減少し、場合によっては再び停電の事態に至ることも懸念されたことから、官民一体となって節電に努めてきたところでもあります。

本市におきましても、市政だよりやホームページ等を通じて市民へ協力を呼びかけるとともに、市庁舎の節電対策についても実施要領を策定し、積極的に取り組んできたところであり、現在も継続して実施しているところであります。

ご質問の市施設における自動販売機の設置についてであります。指定管理者が管理を行っている施設を含めまして、36施設に合計95台の自動販売機が設置されております。

また、大震災以降節電対策として自動販売機を減らす運動が起こっているが、市の施設においては自動販売機の削減についてどのように考えているかのご質問であります。市が直接設置している自動販売機はございません。各施設に設置されている自動販売機は、各施設利用者等の利便性の向上を図るほか、本年3月の東日本大震災の際に活用させていただいた災害や停電時にも飲料水を提供できる救援機能を備えた緊急時飲料提供ベンダーの設置、また赤い羽根共同募金や緑の募金など、公益的な活動の支援を目的としたものや、社会福祉協議会、防犯協会などの社会福祉団体等の活動資金の一助を目的とした販売機について各団体からの要望により施設運営の妨げとならない範囲で設置を許可しております。

また、各設置者においても自ら自動販売機を省

エネ機種へ交換したり、陳列ケースの消灯や設定温度の変更など、一層の節電に努めておるようであります。

こうした中、一部の自治体におきまして、公共施設等の自動販売機の撤去や削減に取り組まれておりますが、当市といたしましては、自動販売機を含めた施設全体の節電に取り組むとともに、その設置目的及び他市の状況等も参考としながら、これからも節電及び地球温暖化対策として多様な方策を検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市内の登山道整備についてのご質問にお答えいたします。まず、市内の登山道の状況であります。現状といたしましては、むつ市下北自然の家南西に位置する黒森山山頂へのルートを下北森林管理署及び木野部部分林組合と「遊々の森」における体験活動に関する協定として締結しているほかは、市あるいは下北森林管理署が設置管理している登山道はございません。

市内の主立った山々は、そのほとんどが国有林となっており、登山のために利用されている道は、下北森林管理署において事業用に整備された林道や歩道、あるいは踏み跡、踏み分け道を一般的に登山道と表現しているものであります。一部下北森林管理署において、山頂を示す表示板や国有林内の区分を示す看板等が設置されている場所もありますが、林道や歩道は当局の事業終了とともに自然に復することとなり、踏み分け道等も人の立ち入りが少なくなるにつれて草木が生い茂ることになります。

登山道の整備につきましては、さきに申し上げましたように、ほとんどの山々が国有林であることに加え、代表的な山である釜臥山、北国山、大尽山、朝比奈岳等は林野庁が指定する恐山山地森林生態系保護地域に含まれており、外部からの影響を受けないよう人手を加えずに自然のまま後

世に残すよう保護されております。

市といたしましては、山に親しみ、むつ市のすばらしい自然を内外の方々に広く知っていただきたいと考えているところではございますが、既存の登山ルートの刈り払い等を行うにも関係法令等の規制があり、今後下北森林管理署を初め関係機関、関係団体等と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、ご質問の4点目、免税軽油制度についてのご質問については、担当から答弁いたします。

次に、福島原発による放射能汚染についてお答えいたします。まず1点目、むつ市においては、現在放射能汚染は問題ないと判断しているのかについてであります。東京電力福島第一原子力発電所における原子力発電所事故では、放出された放射性物質の影響により、事故発生から9カ月近く経過した現在においても、発電所から半径20キロメートル圏内は警戒区域に指定され、立ち入り禁止区域になっております。また、飲食物の出荷制限、摂取制限品目の指示が出ている自治体もあり、原子力発電所事故が与える影響ははかり知れないものがあります。

福島第一原子力発電所の事故によるむつ市における放射能汚染につきましては、青森県や原子力事業所が原子力施設所在地及び周辺の市町村で実施している空間放射線測定において、過去の測定値を超えるような変動は見受けられておりません。環境試料中の放射能測定においても、福島第一原子力発電所の事故の影響と考えられる放射性セシウムが牧草及び松葉で微量ながら検出されておりますが、暫定許容値を大きく下回っており、人体に影響を与えるようなものではございません。

また、県が実施した55品目、568件の農林水産物の放射能測定並びにむつ地区、川内地区及び脇

野沢地区の3つの漁業協同組合で構成する協議会が実施したむつ市陸奥湾海域で水揚げされた水産物の放射能測定においても、すべてにおいて放射性物質は検出されておりません。議員からもお話がありましたとおり、人体へ影響を与えるような量の放射性物質が検出されていないことから、当市における放射性物質による汚染はないものと認識しております。

次に、放射能測定器を保有し、すぐに測定できる対応を整えるべきではないかのご質問であります。測定器は測定する目的、放射線及び用途によりその種類が異なります。市では、東北電力東通原子力発電所の事故に対応するため、青森県からの貸与品ではありますが、表面汚染測定のためのGM計数管式サーベイメーターと個人被曝線量を測定する警報つきポケット線量計を保有しております。

また、環境放射線対策としましては、青森県と原子力事業者が主体となり、モニタリングを実施しているところであり、市内においては近川、小川町、関根にモニタリングポストが設置され、常時空中線量率の観測を行うとともに、定期的にモニタリングカーによる測定が実施されておりますので、市としてこれまで空中線量を測定する測定器の配備はしておりませんでした。

しかしながら、福島第一原子力発電所での事故の際には、津波や停電による影響によりモニタリングポストが活用できず、放射線量のデータを得られなかった事態が発生したことから、原子力災害時の空中放射線量測定器として、シンチレーション式サーベイメーターを配備することとしております。

なお、放射性物質の種類が特定できる機能を有するスペクトロメーターについては、人体への影響は核種ではなく放射線量が重要であるため、市としての配備は必要ないものと考えております。

有事の際、ただちに測定するためには、測定器の配備に加え、測定器の取り扱いについての知識と技術も必要でありますので、各種講習会への参加や訓練を実施し、取り扱い職員の育成に努め、体制づくりを図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） 横垣議員ご質問の免税軽油制度についてお答えさせていただきます。

お尋ねの軽油に係る税制度といたしましては、軽油引取税という都道府県の税金が課せられておりまして、道路整備の特定財源確保のため、地方税の目的税として昭和31年に創設されたものであります。

軽油引取税は、軽油を使用される方々に広くご負担をしていただいているものですが、法令に定められた用途につきましては、課税が免除される免税軽油制度が設けられております。主なものでは、トラクターや船舶などの農業漁業用機械など、道路を使用しない機械及び航路標識や警察通信設備の電源など、公共性の高い設備や機械などの動力源に使用する場合が対象となっており、現在は1リットル当たり32円10銭の軽油引取税が免除されております。

青森県の「軽油引取税に関する調」によりますと、平成22年度の免税軽油使用者数は、県全体で1万5,740件、数量は15万9,578キロリットルで、このうち農業関係が1万2,794件、1万6,899キロリットル、漁船を含む船舶が2,639件、2万9,088キロリットルとなっており、農業と漁業関係だけで件数が98%、数量で全免税軽油の約30%の使用状況となっております。

各地区ごとの集計は公表されておりませんが、当市の調べたところによりますと、軽油を使用する船舶が平成21年12月末現在で333隻、農業では

免税軽油の申請条件である耕作証明書の発行件数が平成22年12月から1年間で97件となっております。

平成21年度の税制改正において軽油引取税が道路特定財源から一般財源化され、普通税に移行されたことにより、エチレン、潤滑油等の原材料の用途に供する軽油については、引き続き地方税法本則による措置とし、その他のものについては地方税法附則へ移行し、平成24年3月31日までの特例措置として存続されてきたところであります。

このような中、免税軽油制度の廃止によって影響を受けることとなる農林水産業を初めとする関係団体等からの要望を受け、関係省庁においては引き続き特例措置の期間延長や恒久化について検討を加えております。現在政府税制調査会において、このことについても議論されているところであり、各省庁からの要望や提言などを踏まえ、漁業用船舶や農業機械を初め公共性の高いものについては、適用期限を3年間延長することとなるようであります。

また、軽油引取税に係る適用期限延長後の取り扱いについても、地球温暖化対策や燃料課税全体のあり方に関する議論もあることから、東日本大震災からの復興状況、課税免除措置廃止による国民生活への影響や財政事情等も勘案しつつ、引き続き検討していくものと思われまます。

本市といたしましても、免税軽油制度の廃止による漁業、農林畜産業の経営面に与える影響は大きいものと認識し、地域産業振興の観点からも、税制に関する検討の推移を注視し、関係団体とも連携を図りながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 順番どおり再質問させていただきたいと思ひます。

1点目の子供の医療費無料化について具体的に

お聞きしていきたいのですが、まず今現物給付、小学校就学前までが現物給付ということで大変市民から喜ばれておりますが、まだ所得制限が234万円2,000円という形であります。これを県内ちょっと調べたら、青森市なんかは532万円というふうにかなり緩和しているということで、この青森市並みに所得制限を緩和したら経費というのはどのくらいふえるものなのか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 横垣議員の再質問にお答えいたします。

まず、所得制限を青森市並みにした場合、どのくらい医療費が増加するのかについてのお尋ねかと思ひますが、当市の新年度積算予定額では、受給資格証の交付者数が2,014人、金額にして5,900万円と見込んでおりますが、仮に所得制限の額を532万円としております青森市と同じ基準にした場合、給付対象者が425人、金額にして1,245万円程度の増加が見込まれるものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） さらにちょっと具体的にお聞きしていきたいと思ひます。

それでは、今小学校就学前までだということですが、これを所得制限は今の状況ということをお前提で考えて、入院、外来合わせてですが、これ小学校の卒業までというふうには拡充した場合、それこそ医療費はどのくらいかかるものなのか、経費がどのくらいふえるものなのか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） お答えいたします。

無料化を小学生まで拡大した場合のお尋ねかと思ひますけれども、小学生以上の現在の医療費

がどのくらいかかっているのかについては、その把握が非常に困難でありますので、金額についてはあくまでも概算でありますことをご承知願います。

まず、小学生まで拡大した場合であります、給付対象者の人数が2,114人、金額にして4,373万5,000円程度増加するものと推測しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） さらにお聞きします。それでは、中学校まで拡大した場合はどのくらいふえるのかお聞きいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） お答えいたします。

中学生まで拡大した場合には、さらに給付対象者が1,131人、金額にいたしまして2,821万1,000円程度増加いたしまして、ゼロ歳児から中学生までの給付対象者としては5,259人、給付金額の合計といたしましては、1億3,094万6,000円というふうな試算となります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 逆に言うと、こういう小学生まで4,000万円、中学生までだと2,800万円という形で現在親御さんが負担されているということですから、これをぜひ市長としては無料化ということで実現されると、若いお父さん、お母さん方、かなり助かると思いますので、ぜひその形で、今通過点だという答弁がありましたので、まだ高校生まで無料という自治体も実際ありますので、そういう形で頑張って努力してくれることを要望して次の質問に移ります。

2点目であります、自動販売機についてお聞きをしたいと思います。自動販売機を設置した経緯は、最初の答弁の中に大ざっぱにありましたので、これについては再質問はいたしません、実

際市の施設に九十何台あったというふうな答弁であります。どういう施設に何台設置しているか。

そしてまた地域別、むつ地区何台、大畑地区に何台、川内地区に何台、こういう形での地域別での設置状況というのをちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 節電についてのご質問にお答えいたします。

まず、自動販売機の設置についてでありますけれども、施設の用途別にそれぞれどういうふうな設置の状況になっておられるのかというふうなお尋ねでございます。

まず、用途別で申し上げますと、4庁舎に19台、それから老人憩の家とか総合福祉センターあるいは老人福祉センター等福祉関係施設は5施設に7台。それから、教育施設でございます。例えば公民館でありますとか下北自然の家、あるいは市立図書館等でございますけれども、5施設に9台となっております。それから、体育施設です。これは、むつ、川内、大畑の各地区の体育館あるいはふれあいスポーツパーク、それから大畑中央公園等々それらの運動公園施設ですけれども、これらにつきましては9施設に27台。それから産業観光施設、これは例えば釜臥山の展望台でありますとか、あるいは早掛レイクサイドヒルキャンプ場、あるいはむつ来さまい館、それから湯野川温泉濃々園、それから大畑の魚市場とかリフレッシュセンター鱒の里、これらの施設ですけれども、12施設に32台のほか、市の斎場に1台設置されてございます。

次に、地区別の設置状況ですけれども、むつ地区には15施設で55台、川内地区は5施設に14台、大畑地区は9施設に12台、脇野沢地区は7施設に14台の計95台というふうになってございます。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 最初の答弁でいろんな福祉団体だとか、そういう民間の団体から設置を要望されて設置したという経過がありましたけれども、この自動販売機は1台、大体1家庭に匹敵するぐらい電気を使うというふうに言われております。ある計算の例を見ると、1カ月の電気料金、最少に、一番少なく見ても4,330円だと、多目に見ると8,000円ぐらいというふうな形の計算の仕方があるのですが、そういう意味では4,000円から8,000円、こういう形で1カ月電気代が自動販売機にかかっているということで、こういう自動販売機を減らそうというふうな運動が起こっているということでもあります。

この4,000円から8,000円、日本全国だと521万台とか、こういうレベルで、それこそ狭い国土に世界一日本がこの自動販売機の設置率が高いというふうな形を見て、やはりこの自動販売機減らそうというふうなキャンペーンが起こっているわけです。

それこそ3.11でどのように電気がとまった、水道がとまった、こういうことを受けて、やっぱり生活を見直そうと。便利さばかり追求しているということは、それだけエネルギーを使うということなので、自分でちょっと歩けば、その店で買えるのではないかというふうな発想でやっぱり生活を見直すというふうなきっかけをぜひ自治体が先頭に立つてつくってもらいたいという思いを込めて私今回質問を取り上げました。

市としては、自動販売機を含めた全体で節電を考えるとというふうな答弁でありましたけれども、ぜひともこの自動販売機というのは、そういう意味では、ちょっと歩けば、その店から買えるよというふうな形のものもたくさんあります。全部廃止するというわけではなくて、そういう形の、もう要らないよという部分もかなりあるというふ

うな形のものもありますから、その部分からぜひとも削減という形で検討してもらいたいなということをお願いしたいと思います。

それでは、質問の3点目ではありますが、登山道の整備でありますけれども、実際市のほうで整備しているというふうな答弁があったのは、大畑のほうの黒森山のところが整備されていると。それ以外は管轄外でいろいろ協議をしながら進めていきたいというふうな答弁で、そういう答弁が精いっぱいのところかなというふうに私も思っていました。

そこで、ほかの登山道の整備を見ても、隣の岩手県なんか見ても、それなりに整備されているところがあります。いろんな法の網があるかとは思いますが、実際整備されている地域があるので、やっぱりそのところを十二分に研究しながら、むつ市としても広大なすばらしい自然がありますから、それが確かに保存地域だと。例えば朝比奈岳に登りたいと、その地域が保存地域だ、だから整備されていなくて、その山に登れないというふうなのが現在あるわけです。実際私自身も大畑とか薬研のほうからとか、川内のほうからちょっとルートを探ったのですが、竹やぶに阻まれて行けませんでした。やっぱりそういう状況で、県外からでも、下北の山に行きたいというふうな方たちと一緒にいったのですが、やっぱり途中で戻ってきたということで、もしそういうことがなければ、一たん登った県外の方は、またその人たちは横のつながりで広めるわけです。そうすると、また下北のほうにそういう方たちは人を連れてくるという形の流れになると思います。ただ保存地域だから何も手をかけられないというふうな状況で、結局何もそのすばらしい自然に触れることができないような、そういう状況にしておくのは、本当に逆の意味で、確かに自然保護という立場では入れないのが自然保護だという考えもあるけれ

ども、逆に知ってもらってこそ自然保護になるという考えもあるのですよね、市長。だから、そういう立場でぜひともこの登山道整備というのは、逆にむつ市の自然を保護するためにも、そのすばらしい自然を見てもらおうと。そうすると、ああ、こういうすばらしい自然があったなと、もっとそれを保護していかななくては行けないと、こういう流れにもなるし、むつ市にも人が入ってくるというふうな流れになりますので、ぜひともこういう整備のほうを進めてもらうようお願いをしたいと思います。

地元の青森勤労者山岳会というところで、この「青森県の山」という冊子を発行しているのですが、ここでむつ市の山が5つ取り上げられておりました。釜臥山とそれこそさっき言った黒森山、それと燧岳、大尽山、あと於法岳というふうに取り上げられておりましたが、残念ながら朝比奈岳は載っていませんでした。やっぱり行くことができないという状況なので、こういうふうな形になっているのだと思います。ぜひそのところを考えて整備を進めてもらえればなというふうに思います。

あと第4点目の免税軽油制度です。これは、答弁にありましたように、ぜひむつ市としても声を上げて、この免税制度が継続されるように、できれば3年間延長とかというのではなくて、ずっと延長という形で声を上げてもらえればなと思います。

あと最後5点目、福島第一原子力発電所による放射能汚染の問題ですが、答弁では、特にむつ市では問題となるような状況になっていないという答弁を聞いて、本当に私も安心しておりました。しかしながら、それこそ野球場に思いもかけない放射能に汚染された土が運び込まれたというふうなところを考えれば、やはりまだまだこの汚染がどこまで広がるかわからない。そういうこ

とを考えると、この福島第一原子力発電所の事故というのは、それこそ一自治体、1つの県が原子力発電所の交付金が欲しいということで受け入れればよいという問題でないというのは、市長も十二分に認識したのかなと私は思っております。それこそこういうふうに福島第一原子力発電所のような大事故があれば、多くの県と何百という自治体が被害を受けてしまうということを当然市長は認識したと思います。ところが市長は、この下北の各市町村と一緒に運命共同体ということで、原子力発電所を推進するという立場に立っていると私は思うのですが、この立場は今もってまだまだ変わりはありませんか。これちょっと確認させていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 運命共同体というふうなのは、ちょっと誤解してとらえられたのではないかなと、このように思います。私は、現在東通原子力発電所、今停止中でございますけれども、稼働するというふうな見通しを立てております。その中で一たん事故が起きたときには、下北半島、そしてまた上北、その方々、一応30キロと今言われておりますけれども、その人たちが運命を共同して、その生命、財産、それがもう本当に共同したものであるというふうな発言をいたしました次第でございますので、しっかりとその部分においては行政として何をしなければいけないかというふうなことでの7市町村長会議と、そしてそれにプラス1ということで、現在8市町村というふうな形で運命共同体として住民の方々の安全が第一義でありますし、例えば一たんそういうふうな災害が起きたときにはどういうふうな対応をするのかというふうなとらえ方をして運命共同体ということで、避難、そしてまた誘導、さまざまな形で現在その事務的レベルの中で協議を進め、各関係機関と協議を進めている状況でありますので、運命共

同体のとらえかたがちょっと違うのではないかと、今こういうふうな感触を得た次第でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 8市町村ですか、そこでこういう共同体論を立てて、原子力発電所の危険から守るためにこういう共同体論というのを立てるのは、それはそれでいいのかどうか私はわかりませんが、先ほど言ったように、何かがあれば1つの県では被害を防げないわけです、何県にもわたる。

そこで、下北には今いっぱい原子力発電所がつくられようとしています、ここで大変心配している地域、それこそ北海道函館市で大変心配している声が強くなっている。私も余り函館市というのは頭になかったのですけれども、今EPZですか、今まで10キロ圏内、そこだけ安全対策とればいいと、緊急避難対策をとればいいということでやってきたけれども、今それが30キロに広げられようとしています。そうすると、下北半島はほとんどすっぽり、大間町、東通村から円を描くと全部入ってしまう。しかも、北海道の函館市もその30キロ圏内に大間町から線を引くと入ってしまうということで、もう函館市の人たちが大変心配しているということです。ですから、市長にお聞きしたいのは、この8市町村だけの運命共同体では私は全然話にならないと思うのです。函館市も入れないと。あそこは30万都市です。そのやっぱり安全も確保していかないと、こういう原子力発電所問題には対処できない。

そこでお聞きしたいのですが、函館市の市長、工藤市長さんですけれども、今もう大間原子力発電所は無期限凍結を私は申し上げていきたいというふうな答弁を9月議会でしております。これは、後で確認しても、もうこういう立場は変わらないと、無期限凍結を私は申し上げていくと。そうい

う意味では、この工藤市長の無期限凍結という、こういう考え方を市長はどういうふうにお考えになりますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 函館市は函館市の考え方で工藤市長さんがそういうふうな判断をなさったものと、そのように思います。私は工藤市長さん、存じ上げておりますけれども、その部分については、それは彼の発言でありますので、そして考え方でございますので、この部分について、この場で私がとやかく言う立場ではないものと、このように認識しております。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） こういうふうには、この放射能汚染、下北で何かあったら函館市まで来るのだという形で函館市の工藤市長さんは無期限凍結、もう今の状況では全然安全が確保できていないということで、こういう立場を鮮明にしております。

片や8市町村のトップである宮下市長は、相変わらず推進という立場で、こういう同じEPZを30キロに広げると、そういう自治体間で違いが出てきている。ここのところも宮下市長はよく考えながら、この原子力発電所問題は対応していかなければならないというふうに私は思います。

それで、函館市の工藤市長、9月議会でどういう答弁をしたか。「海だけで遮蔽がない距離で本当に実感として他人事でない、隣の県のこととはいえないと思います」。それこそ今までは他人事だというふうに思っていたのでしょね。「それは、下北半島全体がそういう中にあるわけですが、とりわけ大間については非常に近い。23キロということですから、これに対する市民の不安も強いものがありますので、最初から無期限凍結と申し上げていきますので、私の気持ちは確固たるものがあります」と、こういうふうな答弁をしております。

そして、10月19日の市民団体との懇談では、こう言っているのです。「周辺市町村の同意を得ずに進めるなら、場合によっては函館市が原告になってまで司法手段もあり得る」と、こういう言い方をしていました。ですから、宮下市長が8市町村運命共同体で前へ進めようとする、司法的手段をとって私たちは対応したいというふうなことを工藤市長は言っているわけです。工藤市長は、私の立場に大変近いのでありますけれども、本当に感動しております。

そして、こういう原子力発電所事故を踏まえ、原子力についてはこのようにも述べております。「事故が起きてしまえば、人間には制御できない悪魔のエネルギー」と批判しております。「大間原発の建設再開については、憲法で保障された市民の生存権を脅かすことになりかねず、立地自治体だけでなく30キロ圏、50キロ圏の周辺市町村の同意が必要だ」、こういう見解を明らかにしております。ですから、それこそ30キロ圏、50キロ圏、こういうふうに広げると、もう立場の違う自治体が出てきておりますので、ぜひともここら辺も宮下市長としては考慮に入れて、単純に進めるということではなくて、それこそほかの市町村とも十分話し合いを進めながら、どういう形で落ちついたらいいのか、ここら辺もやはりきちんと頭に入れながら、むつ市の市民の安全、安心のために奮闘してくださることを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## ◎中村正志議員

○議長（山本留義） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。15番中村正志議員。

（15番 中村正志議員登壇）

○15番（中村正志） 自由民主党、自民クラブの中村正志です。むつ市議会第210回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

去る10月2日に執行されましたむつ市議会議員選挙におきまして、市民の皆様のご支援により4期目の議席を獲得することができました。まことにありがとうございました。

選挙後の地元紙に、次のような文章がありました。「歯車が逆戻りしないか気になっている。2日に投開票されたむつ市議会のことだ。選挙公報では、お決まりの抽象的な文言が目立ち、耳に残ったのは選挙カーのにぎやかな名前の連呼とお願いコールだけ。有権者に判断材料がしっかり示されたのか疑問が残る。市民との距離を実感させられた選挙。」、このように書かれておりました。

現在地方議会は、とかく行政の追認機関であるとか、活動が見えないなどと批判を浴びています。これらの声を払拭するため、また議会がその機能を最大限に発揮するために、議場におられます皆様と力を合わせて、ともに前に進んでまいりたいと思います。

加えてこれからも私は、議席を望む者ではなく、むつ市政に挑む者であり続け、自助、共助、公助の調和するまちむつ市を目指して邁進してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、むつ運動公園野球場の放射性物質についてであります。この問題につきましては、今定例会において

行政報告があるものと思っておりましたが、ありませんでしたので、取り上げさせていただきます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故への対応にかかった費用を東京電力に請求する動きが首都圏などの自治体の間に広がってきております。政府の指針に基づき民間企業などへの賠償基準は示されていますが、自治体についてはいまだ具体的な基準はなく、自治体側が業を煮やしている状況にあります。

そんな中東京電力は、関東甲信9都県の自治体の下水道事業担当者の集まった説明会において、原発事故による放射性物質を含む下水道の汚泥の保管、処理などの費用負担については、今月から賠償請求を受け付け、来年2月までに賠償基準を策定したうえで今年度中にも支払いを開始するとのスケジュールを初めて示したと報道されております。また、全国紙の紙面には、自治体による東京電力への賠償請求とその主な内容という記事の中で、福島県や茨城県の自治体と並んで野球場の土と芝の入れかえ費、むつ市4,000万円と書かれてありました。

そこでお尋ねをいたしますが、1点目として、費用負担に対する東京電力による自治体への説明はなされているのか。いとすれば、その内容についてお答えください。

2点目として、新聞報道どおりだとすれば、東京電力に賠償請求を行った経緯についてお尋ねをいたします。賠償請求先が土や芝生の納入先ではなく東京電力になったのか。請求金額の内容と、その算出根拠について、また請求した時期と支払いの見通しについてあわせてお答えください。

3点目、むつ運動公園野球場の放射性物質の処理方法はどのようにするのか。また、そのスケジュールについてお答えください。

質問の第2は、オフサイトセンター建設につい

てであります。東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、オフサイトセンターが機能せず、事故対応に大きな課題を残しました。このため国においては、オフサイトセンターのあり方について、現在見直しが進められております。そうした中、むつ市が使用済み核燃料中間貯蔵施設の緊急事態応急対策拠点施設むつオフサイトセンターの建設費に関する交付金約4億9,000万円の交付が見送られることが10月3日明らかとなり、今年度中の建設着工が事実上不可能となりました。以上を踏まえましてお尋ねをいたします。

1点目、建設費に係る交付金の留保について、その経緯とむつ市への影響についてお答えください。

2点目、オフサイトセンターの立地基準について、現在見直しがされていますが、その見直しについてどうなるのか。

3点目、オフサイトセンターには、むつ市の防災拠点施設を併設することになっていますが、今後予定地が立地基準に適さなくなったならば、計画の見直しが必要になるが、むつ市としてはどのように対応していくのか。また、このような状況下では現庁舎の防災拠点施設としての機能を強化しなければならないと思うが、むつ市としての考えをお聞きいたします。

質問の第3は、東北新幹線全線開業効果と二次交通についてであります。先日の12月4日に東北新幹線は全線開業1周年を迎えました。新聞、テレビ各社は、それぞれに全線開業1周年の特集を組み、検証を行っていました。それらによると、東日本大震災の影響があつたにもかかわらず利用状況は好調であるという結果が出ています。現時点での数字としては立派であるとJR東日本の清野社長もコメントしており、同社が開業当初に見込んでいた1割増の目標を大幅に上回る1日平均利用者数に胸を張っておりました。

一方では、10月24日に県庁で開かれた市町村長会議の場において宮下市長は、「新幹線ができて非常に不便になったという声が住民から聞こえてくる。下北に立ち寄りたいたいと思ってもらえる接続状況ではない。観光コンテンツの内容を語る土俵にのる前の状態。各市長さんが非常にうらやましい」と、やや自嘲げみに語り、不満をあらわしております。この宮下市長の言葉がむつ下北の大多数の住民の切実な声でありましょう。

青森県民の悲願とまで言われていた東北新幹線全線開業であるはずなのに、ここまで大きく違うことに私は納得がいきません。現状を少しでも改善したいという願いを込めて質問をいたします。

1点目、むつ下北の東北新幹線全線開業効果についてであります。観光客等のむつ下北への入り込み数について、また観光客等の形態には変化があったのかどうか。加えて滞在型観光商品の販売実績についてお聞きをいたします。

2点目、各新幹線の駅からの二次交通についてであります。観光客やビジネス客はどのような二次交通を使い、むつ下北においてになっているのか。二次交通の利用状況についてお聞きをいたします。

3点目、七戸十和田駅へのバス運行についてであります。11月末日で終了した試験運行の成果について、また新たに始まった民間会社のシャトル便運行についてあわせてお聞きをいたします。

質問の第4は、来年度から始まる中学校武道必修化についてであります。学習指導要領の改訂により、来年度から中学校の体育の授業で武道が必修となり、むつ市においてはすべての中学校で柔道を行うこととなっております。現在それに向けた諸準備が教育委員会や各学校において着実に進められていると聞いております。しかしながら、ここに来て柔道が必修になることに対し、各方面から不安の声が多数寄せられるようになってきて

います。その中でも一番多いのが危険性についてであります。

学校管理下における柔道の死亡事故がこれまで毎年のように起きております。独立行政法人日本スポーツ振興センター等の資料によると、1983年から2010年までの28年間に於いて114件の死亡事故が起きており、ほかのどのスポーツよりも死亡事故の発生率が特段に高くなっています。その死亡事故の内訳を見ても、柔道固有の動作に起因する死亡事故が多く、これもほかのどのスポーツよりも発生率が高くなっています。

また、中学、高校、いずれにおいても1年生の事故が多くなっています。これは、すなわち初心者での事故が多発していることを意味します。多くの生徒にとって柔道は、初めて経験するスポーツであり、その性格上、攻撃性が高く、重大事故の発生危険性が高いものと思われます。また、指導する側の中学校の体育教員のすべてが柔道の専門家ではなく、柔道未経験や経験の浅い教員が簡単な講習を受けただけのインスタント指導者になれば、これまで以上に死亡事故がふえる可能性は否定できないものと思います。

以上を踏まえまして、質問をいたします。

1点目、事故の危険性について、教育委員会としての認識をお聞きいたします。

2点目、必修化に向けた準備と対策について、安全指針みたいなものをつくっているのか。指導者の養成、教員の準備はどうなっているのか。保健室や医療機関との連携はどうなっているのか。生徒一人一人の疾患等の状況を把握できているのか。あわせてお尋ねをいたします。

以上、壇上よりの1回目の質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 中村正志議員のご質問にお答えいたします。

まず、むつ運動公園野球場の放射性物質についての第1点目、費用負担に対する東京電力側の説明についてであります。当市の運動公園野球場に放射性物質が混入したことにつきましては、むつ市議会第147回臨時会及びむつ市議会第209回定例会においてご説明させていただいたところであります。

放射性物質が混入したことによる当市の被害につきましては、二次的なものではありませんが、原子力発電所の事故に起因する被害であり、この被害を受け付ける窓口として、東京電力株式会社福島原子力補償相談室が開設されておりますことから、被害概況申出書を9月13日付で提出したところであります。

詳細及びご質問の2点目、3点目につきましては、担当からご説明いたします。

次に、オフサイトセンター建設についてのご質問にお答えいたします。まず1点目の建設にかかわる交付金の留保についてであります。市が計画しているオフサイトセンターの建設は、当初の予定では平成23年度中の完成を目指しておりましたが、福島第一原子力発電所の事故において、オフサイトセンターが本来の機能を果たすことができなかつたことから、国の防災指針の改定に向けた課題の中で、オフサイトセンターのあり方について協議が必要となったため、交付金が留保されております。

交付金は、県が国に申請し、国の決定を受けてから、国から県へ交付され、市には県の補助金として交付されることとなっております。このようなことから、県においても平成23年度の当初予算において、国からの歳入、市への歳出として計上しておりましたが、国からの交付金留保を受け、平成24年2月補正によって削除する予定とのこととなります。

市といたしましては、交付金の留保が口頭によ

るもので正式な通知がないことから、県に確認し、県と歩調を合わせることであります。

今後につきましては、国の動きを見きわめたくえ、新年度以降補正等により対応することとしてあります。

また、建設に先立ちまして、用地造成工事、建設設計委託が完了しておりますが、事業の再開がおくれますと、建設資材の高騰などさまざまな事象が懸念されますことから、早い時期での国の方針決定を望んでいるところであります。

次に、2点目のオフサイトセンターの立地基準についてであります。現行のオフサイトセンターの立地基準につきましては、原子力災害対策特別措置法施行規則で定められておりますが、その基準の中に原子力事業所との距離が20キロメートル未満の範囲に設置することという規定があり、全国の各原子力施設に係るオフサイトセンターは、すべてそれぞれの原子力施設から20キロメートル以内に設置されております。

しかし、今回の福島第一原子力発電所の事故においては、避難区域が20キロメートル以内に設定されたため、オフサイトセンターがその本来の機能を果たすことができませんでした。また、このたび原子力安全委員会の作業部会において、原子力発電所の事故に備えて防災対策を重点的に実施する地域を半径8から10キロメートル圏内だったものを半径30キロメートル圏内に拡大するとの見直し案が示され、このことが今後オフサイトセンターの立地基準にどのように影響するのかを注視していく必要があるものと考えております。

次に、3点目のむつ市の防災拠点についてであります。オフサイトセンターは、原子力災害発生時に事故の状況の把握、住民の安全確保、被曝医療措置、住民避難支援などさまざまな緊急事態、応急対策を国、地方公共団体、原子力事業者、専門家等の関係者が一堂に会して情報を共有し、応

急対策を講ずるための拠点となる施設であります。市では、オフサイトセンターの建設に合わせて、原子力災害のみならず、自然災害にも対応させるため、市の災害対策本部室防災担当課事務室等をオフサイトセンターに併設することとしており、これにより現庁舎と平成25年に竣工を予定しているむつ警察署も含めた有機的、一体的な防災拠点とすることを考えております。

市といたしましては、現在の予定地に建設するという姿勢に変わりありませんので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、東北新幹線全線開業効果と二次交通についてのご質問にお答えいたします。ご質問の第1点目、全線開業による効果について。まず、観光客の入り込み数ですが、東北新幹線が全線開業した昨年12月から4カ月間は、下北地域においては冬期間に当たり、観光施設及び一部道路が閉鎖となる箇所があり、年間で最も観光客が減少する時期に当たります。前年同時期との比較はできるものの、ことしは東日本大震災による全国的な旅行自粛が広がり、むつ下北もその影響を受け、前年比較が難しくなっております。

まず、市内の主な宿泊施設における利用者数調査では、観光客とビジネス客の区別はできないものの、昨年12月からことし4月までは、昨年と比較していずれの月も上回って推移しておりましたが、5月以降は減少しております。

また、昨年4月に開所したむつ市観光案内所の利用件数は、4月は前年同月比で126%と増加、5月には80%と減少、7月以降は若干減少したものの、9月には112%と持ち直しております。しかしながら、震災の影響で制限していた東北新幹線の運行ダイヤも9月23日には全線再開し、県内の入り込み数及び市内の宿泊施設の利用状況もほぼ例年並みに戻りつつあると伺っております。

観光客等の形態変化と滞在型観光商品の実績に

つきましては、担当からご説明いたします。

次に、2点目の二次交通について、当地域への移動手段の内訳についてのお尋ねであります。市では当該調査を実施しておらず、詳しいデータを有しておりませんので、お答えできかねるところではありますが、東北新幹線全線開業後は県内のレンタカーの利用が増加したと聞き及んでおりますことから、移動手段としては鉄道の次にレンタカー、バスの順となっているのではないかと推察しております。

次に、3点目の七戸十和田駅へのバス運行についてであります。中村議員ご承知のとおり、東北新幹線七戸十和田駅から当地域への二次交通としては、東北新幹線全線開業に合わせ、平成22年12月4日からバス交通事業者2社が共同運行として1日2往復、直通バスを運行してきたところであります。両者は当初試験運行を本年3月までの予定としておりましたが、市といたしましては、当路線は東北新幹線七戸十和田駅に乗り継ぎなく直接乗り入れることができる唯一のルートであり、移動がスムーズであること、冬期間における定時性の確保にすぐれていること、春以降のシーズンにおける利用者の動向を見る必要があること等により、鉄道アクセスが余りよくない状況の中、当地域への二次交通網確保の視点からも地域住民、観光客、ビジネス客にとって必要な路線であるとの認識のもと、利用実績を勘案しながら、両者に対し補助金を支出することとし、11月末まで運行を延長した経緯がございます。

昨年12月4日からの利用実績につきましては、利用者数は合計で2,611人、そのうち七戸十和田駅行きが1,117人、むつ行きが1,494人となっております。1日1便当たりの平均利用者数は2.07人とどまりました。運行開始当初は、少しずつではありますが、利用者が伸び、2月は350人を超えた実績となったことから、JRの青森デスティネー

ションキャンペーンを控え、春からの観光シーズンに向け利用者の増加を大いに期待したところですが、震災以降は利用が伸びず、震災前の実績に回復することなく利用が低迷のまま推移したことから、事業の継続は難しいものとして11月30日をもって試験運行を終了したところであります。

利用低迷の要因といたしましては、東日本大震災の影響が大きかったのは言うまでもありませんが、1日2往復とする運行便数が少ないことも利用者にとって利用しづらかったのではないかと考えております。

次に、新たに始まったシャトル便運行についてであります。11月末をもって廃止となったバス路線にかわり、新たな交通事業者が乗り合いシャトル便の運行を今月1日より開始したところであり、同社からはまずまずの出足であると伺っており、さい先のよいスタートではないかと思っております。

シャトル便の運行の特徴は、前日までの予約制として、七戸十和田駅に停車する新幹線すべてに接続するものであり、うち4本は同駅経由で青森空港にも乗り入れるものとなっております。市といたしましては、二次交通網が継続して確保されること、全便接続により利便性が著しく向上されることから、市のホームページなどにより周知に努めるとともに、七戸十和田駅と当地域を直通でつなぐ唯一の公共交通機関として継続的に維持確保が図られるよう期待しているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目の中学校武道必修化につきましては、教育委員会より答弁いたします。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 中村議員の中学校武道必修化についてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、事故の危険性について

であります。中学校学習指導要領の完全実施に伴い、平成24年度から中学校において武道が必修となり、市内全中学校での体育の授業で柔道が行われることとなります。柔道は、日本固有の伝統的文化であり、柔道の基本動作やわざを身につけるとともに、伝統的な行動の仕方を学び、相手を尊重し、相手の動きに応じ、わざをかけ、かけられたわざを防御することで勝敗を競い合い、楽しさや喜びを味わうことのできる運動であります。

柔道は、投げわざ、寝わざなど相手との攻防で勝敗を競う運動であり、中学校で初めて学習するということから、指導に当たっては計画的、段階的に指導し、重大な事故の絶無を期すことが何よりも重要であると認識しております。そのため事故の絶無を期し、安全指導にかかわる通知をもとに、生徒の体力、身体的能力などに応じた適切かつ計画的、段階的指導の工夫、改善が必要であり、さらに教員研修の充実、教材、教具の効果的活用や学習環境の整備の充実を図り、事故のないように万全を期したいと考えております。

次に、ご質問の2点目、必修化に向けた準備と対策についてお答えします。初めに、安全指針についてであります。文部科学省は柔道の安全指導を徹底するために、平成22年7月14日付学校等の柔道における安全指導についてを通知しております。その内容は、次のようになっております。

1点目は、指導の前に児童・生徒等の健康状態について把握するとともに、指導中の体調の変化等に気を配ること、また児童・生徒が自身の体調に異常を感じたら運動を中止することを徹底させること。2点目は、指導に当たっては児童・生徒等の技能の段階に応じた指導をすること、特に初心者には受け身を安全にできるように指導を十分に行うとともに、その動作に注意を払うなど、十分に配慮を行うこと。3点目は、施設や用具等の安全点検を行うなど、練習環境に配慮すること。

4点目は、事故が発生した場合の応急処置や緊急連絡体制など、対処方法の確認と関係者への周知を徹底すること。以上のことについては、むつ市教育委員会でも各学校に周知徹底を図り、柔道の指導に当たっては具体的に確認し、対応するようお願いしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、指導者の養成、教員の研修についてお答えいたします。柔道の指導に当たっては、専門の指導者が指導するのが望ましいのはもちろんであります。保健体育科教員は免許取得に当たり柔道を履修しておりますし、教員採用試験においても、柔道の実技試験を通過している状況にあります。来年度の中学校武道必修化に伴い、青森県教育委員会では平成21年から柔道指導法講習会を3年間開催し、すべての保健体育教員の受講を義務づけ、むつ市内の全教員が既に受講を終了しております。

2日間にわたる講習会では、実技講習のほかに安全指導についても研修を積み重ね、各校の指導に生かしている状況であります。

また、県教育委員会から武道の安全かつ円滑な実施のために専門的な指導が可能となる外部指導者の活用についても、関係機関を通じて周知されている状況にあります。

次に、保健室や医療機関との連携についてであります。むつ市教育委員会では、平成19年4月に子供の安全確保のための学校危機管理マニュアルの冊子を発行し、市内小・中学校の各学級に常に備えつけ、児童・生徒の生活事故、運動、部活動などの緊急の事故に対応できるようにしております。生徒のけが、事故が発生した際の養護教諭の状況確認、応急処置、救急車や医療機関との連携が既に確立している状況にありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、生徒一人一人の疾患等の状況把握につ

いてお答えいたします。学校は、児童・生徒が毎日元気に登校し、学校生活を充実して過ごすことが何よりも大切であり、各学校は殊さら児童・生徒の健康状態には留意しているのが実情であります。毎日の児童・生徒の健康観察はもちろんのこと、欠席、早退、健康状態を確認し、養護教諭と連携し、対応に当たっております。

体育の時間での健康観察の実施は鉄則であり、学習中、学習後にきめ細かな配慮、確認が必要であると認識しております。来年度からは武道の必修ということで、安全指導が何よりも大切であり、事故がないように取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） むつ運動公園野球場の放射性物質について、市長答弁に補足説明をさせていただきます。

東京電力株式会社福島原子力補償相談室へ提出した被害概況申出書の内容につきましては、むつ運動公園野球場に放射性物質が混入したことにより汚染された土と芝を入れかえることとし、その費用についても今後求めていきたい旨の意思表示をしたものでございます。

10月5日には、同相談室より当市の申出書を受理したとする内容の通知を受け取ったところでございますが、その中で当該事案の取り扱いにつきましては、国が設置した原子力損害賠償紛争審査会が策定する補償に関する指針に基づいて、補償に関する手続の詳細が決まり次第通知するとの内容になってございます。

その後、東京電力立地地域部から直接補償の範囲等につきまして説明を受けておりますが、当市の補償に関しては、東京電力株式会社福島原子力補償相談室からの通知と同様に、今後原子力損害賠償紛争審査会が策定する補償に関する指針において、どのような判断が示されるのかが重要なポ

イントになるのではないかと回答でございました。

次に、ご質問の第2点目、東京電力に賠償請求を行った経緯についてでございますが、被害概況届出書の提出につきましては、当市における被害の概況を通知したものであり、賠償請求につきましては今後示される指針等のルールに基づいた対応をしていく必要があるものと思っております。

次に、ご質問の3点目、今後の処理方法とスケジュールについてでございますが、市といたしましては、これまでお示ししておりますように、汚染された土と芝を撤去することについて、専門家の意見を伺いながら、撤去、運搬方法、撤去先等について、安全、安心を最優先に、コスト面といった効率化という目線も含め、多角的に検討してまいりました。殊に撤去した土と芝の処理方法につきましては、撤去先においても安全と安心が十分に保たれる必要があり、その方策についても、県の担当部署の指導、助言を仰ぎ、検討を重ねてきたところでございます。

しかしながら、ここに来て8月30日に公布されました放射性物質汚染対処特別措置法の施行が平成24年1月1日に迫り、これまでの調査からいまだ基準が示されていない放射性物質により汚染された土壌等の処理基準についても、ここである程度の詳細が示される公算が高いとの判断に至り、現在検討中の処理案に照らし、慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、新聞報道等と言われております4,000万円についてでございますが、これはあくまでも新しい土壌と芝に入れかえる費用のみの概算値を示したものでございまして、今後同紛争審査会に示す指針によりまして、これに処理経費といいますか、そのものが確定してくるものではないかというふうに考えておりますので、よろしく願い

いたします。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（中嶋達朗） 東北新幹線全線開業による効果、観光客等の形態変化と滞在型観光商品の実績についてお答えいたします。

まず、観光客等の形態の変化についてでございますけれども、近年旅行のスタイルが従来の通過型、団体型観光から、訪れる地域の自然、生活文化、人とのふれあいを求める交流型、個人型へと変化しております。市長が会長を務めております下北観光協議会では、「ぐるりんしもきた観光ルートバス」を運行しておりますけれども、アンケートを見ますと、50歳以上が80%、東京、神奈川、埼玉方面からお越しの方が61%となっており、首都圏からお越しになられているいわゆる団塊世代の観光客が多いという結果が出ており、中高年の方々がゆっくり旅を楽しむ傾向がふえていと推測されます。

今後は、七戸十和田駅や新青森駅の2つの新しい駅ができたことにより、観光客の動向がどのように変わってきているのか、また2015年の北海道新幹線函館開業を見据え、観光客がどのようなルートをたどるのかなどの調査を行い、むつ下北への観光戦略を練る材料として活用してまいりたいと考えております。

次に、滞在型旅行観光商品の実績についてでございますが、昨年度行政と地域住民が一体となり、下北の土地ならではの地域資源を発掘、再構築し、観光客に長期滞在していただけるような着地型旅行商品約40種類のメニューを造成したところであります。

今年度の実績については、すべてのメニューの実績はまだ出ておりませんが、主なメニューの体験数は、むつ地区でのべこ餅づくり体験に約250人、また風間浦村でのイカ釣り体験に約200人、烏賊様レースでは150レースを行い、

1,000人以上の方々が体験され、大変好評を得ていると伺っております。

今後は、この商品を使ったモニターツアーを実施して、商品の検証、ブラッシュアップをし、より完成度の高い商品に仕上げていくとともに、新たに商品造成にも取り組み、根強い下北ファンをつくっていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） ポイントを絞りまして、再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、中学校の武道必修化についてお聞きをしたいのですが、今教育長から安全に向けた準備のほう、るる説明がございました。それについては、ぜひとも必ずきちんとやってほしいと思います。

それで、ことしに入りましてから、教育活動下での子供の事故に対する裁判所の姿勢というのが非常に厳しくなっております。一例を挙げますと、7月には東京地方裁判所が高校の柔道の授業中の事故によって後遺障害が残ったとして、学校設置者に対しまして、損害賠償を求めた生徒の訴えを受け入れ、1,600万円余の損害賠償を命じる判決を下しておりますし、また10月にはまちの柔道教室で生じた死亡事故に対しても、こちらのほうは業務上過失致死罪というふうなのを用いて指導者に対して罰金100万円の支払いを求めるようになってきております。

これらの一連の動きは、恐らく私が思うには、来年度に向けて、事故防止に向けて十分な管理をしなくてはだめだよというふうな一つのメッセージでもあるような感じをしております。しかしながら、柔道を起因として起きた事故、これまではその事故調査研究というのが大変不十分でありまして、それもまた柔道界全体でそれを共有していないという問題もあったようでございます。どの

ような事態が起こればどのような事故になるのか、そういうふうなことは非常に大事だと思います。本当に今までの準備で万全だと思うのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） まず、柔道の危険性ということで先ほど議員から1983年から2010年まで114件の死亡事故があったということで、この数を聞きますと、大変ショッキングで不安をあおるわけですが、この中身を見てみますと、部活動における事故がほとんどでございます。学習活動での事故、この期間、28年間の期間の事故は、中学校の保健体育の時間の死亡事故というのは1件でございます。そして、さらにその原因も心筋による、心臓の突然死といったようなことで、先ほど議員からありました柔道固有のわざによる原因ではないというふうなこと等もございまして、それから授業での柔道の指導というのは、専門家であっても、保健体育の教員が教えることができるような内容であるというようなことから、そういう数がありますから、殊さら安全だと言うつもりはございません。現にほかの部分ではそういう事故が起きているということでございまして、柔道に限らずスポーツにおいては、どんなスポーツにでも危険性というのは内在しているのだといったことを十分頭に置いて、その危険を予知して回避するような指導法をこれからも努めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 教育長のおっしゃることは理解はできます。しかしながら、来年度からは、その行う人数が今までとは比べものにならないくらい大きくなるということであります。なので、今授業中での事故はなかったみたいな話をしましたが、そのような言い方は、ちょっと今の原発事故

と同じような話し方のように私は聞こえますが、それはそれとして、間違いなく危険性が広がるということだけは間違いのない話なので、もうそれ以上は追及はいたしません、ぜひとも教育委員会や市が裁判での被告となるような事態が絶対にならないような取り組みを、3カ月ちょっとありますが、ぜひとも今まで以上に進めていただきたいと思います。

次に、むつ運動公園野球場の放射性物質についてであります、今の説明によりますと、被害概況申出書というのを出したということあります。それで、説明がありましたが、これらの諸条件が整った場合には、正式に東京電力のほうに請求をするお考えでいいのかどうか、確認をさせていただきますと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 諸条件が整った場合、今後はさまざまな機関で指針が示されるわけですが、あくまでも諸条件、指針等に合致した場合は、当然ながら損害賠償に至るものと考えてございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） その条件が整うのがいつかはちょっと見通せませんが、そうしますと、それまでの間は現状のままにしておくという市としての考えでよろしいのでしょうか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） これまでも答弁しておりますように、住民の安全安心を第一に今日まで搬出のための見積もりを初め、その条件を整備してまいったわけですが、ここに来て国が何らかの方針、今までは例えば廃棄物の埋設のための指針というものは示してございましたが、土壌につきましては、全くその処理方法が示されていなかったわけですが、今後国のほうで何らかの指針を今年度、多分今年度くらい

になると思うのですが、示されるような情報を得ておりますので、それらに合致した対応をしてみたいというふうに考えております。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 処理方法につきまして、先ほども説明があったのですが、現在むつ市で考えている処理方法というのは、先ほど説明された方法のみでしょうか。それともそのほかの想定もしているのでしょうか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 処理方法というのは、かなり幅がございまして、例えば新たにシートを敷いて全部詰め込んで、例えば全く水分とか雨水がそこからしみ出さないような形で、あるいはそれをきちんとした形で管理していくという通常の最終処分場のようなやり方から、また指針によりましては、ただ単なる処理する場所に、その土壌等を置きまして、それを単純に覆土するという方法もございまして、かなり幅広い範囲の中で考えておりましたが、先ほどもお話ししたとおり、今後何らかの指針が出るような状況にございますので、それとの整合性を図っていききたいというようにございまして。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） この問題につきましては、最後市長に一言お聞きしますけれども、どのような形で処理費用がどこから出るか、決まるかはまだわかりませんが、万が一そういうようなことがなかったとしても、あそこから撤去するという方針でずっと変わりはないということよろしいでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 撤去いたしまして、安全な中で安心感を持ってあの野球場を使っていただくような体制はとっていききたいと、このように思います。

その撤去方法等につきましては、またその量等につきましても、さまざま専門家のご判断もいただかなければいけないと。こういうふうな中で使用にたえられるような施設にしっかり復元をしたと、復旧をしたいと、こういうふうに思っております。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） それでは、オフサイトセンターについてお聞きをしますが、今の流れでありますと、現予定地にはほぼ間違いなく建たないであろうというふうな見通しが立つと私は感じておるのでありますが、ただ、今のオフサイトセンターは先ほど答弁にもありましており、むつ市の防災拠点施設も一緒に併設するというセンターでございます。それが建設は間違いなく延びるということでもありますし、この防災拠点施設というのは、原子力事故対策だけではない施設であるというふうな答弁もしておりましたので、それまでの間、やはりむつ市の防災拠点施設の機能を何らかの形で補完して強化する必要があると思うのです。ただ、その結果が出るまで、1年、2年待っているというわけにはいかないだろうと私は考えます。であるならば、やはりこの現庁舎の機能を、足りない部分を補っていかなくてはいけない、こういうふうな考えなのですが、市としてはそういうふうな考えに立っているのか。また、もしそうだとすれば、それについての計画などがあるのかどうか、あわせてお聞きをしたいと思えます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） オフサイトセンターにこの原子力災害のみならず、自然災害等々の災害対策、これをとる機能を持たせるということで今まで進めてまいりました。壇上でもお答えいたしましたように、このオフサイトセンターについての補助金、国・県補助金というふうな形が今凍結というふうな状況でございますので、この行方を、まず

推移を見守ることが必要だと。

そしてまた、その建つ位置といいますか、建設場所、これについてもさまざまな動きがありますが、私どももいたしましては、あの場所が最適であるというふうなことは、もう従来からお話をさせていただいておりますし、先般も原子力安全・保安院のほうにはその旨はお話はさせていただいております。

そしてまた一方、その間の防災機能、この部分を市役所本庁舎の中にとりいうふうなこと、どういうふうな取り組み方をするのかというお尋ねでございますけれども、3.11以来、例えばエフエム放送の放送設備を庁舎内に持ってきて、新たに設置して、補正予算、御議決をいただきまして、その形で対応をとるとか、そしてまたさまざまな形の中で、本庁舎の防災対策の機能ということは順次今進めておるところであります。

さまざまな形の中で3.11、あの事故、これを振り返って、何が足りないのか、そしてどうすればいいのか、そういうふうなところを今対応を進めておるところでありますので、オフサイトセンターができないでは大丈夫なのかというご懸念でございますけれども、それにはしっかり備えていくと、備えているというふうなところでご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 市長は、あそこが最適ということでお話をされておりますが、今の流れを見ますと、それはどうかなという疑問がつかますので、それはそのときにまた議論させていただきたいと思えます。

最後に、東北新幹線全線開業効果についてお聞きしますが、先ほど私は壇上で市長の言葉を述べましたが、この開業効果については、あの言葉で市長の受け取り方は間違いはないでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私は、あの市町村長会議、またさまざまな場面で、先ほど中村議員が私の発言をるるお調べになって、その旨お話しありましたけれども、その部分においては接続、要するに列車等の接続、この部分において不便になったというふうなことでありまして、新幹線効果ということは、この部分においては私はあるものと、これも期待をしております。ですから、その部分において、先ほど来ちょっと担当のほうからもお話はありましたけれども、着地型の商品、「感動半島しもきた」というふうなリーフレット等をつくって、これから積極的に売っていかねばいけません。だけれども、その接続の部分、二次交通の部分、これをいかにしっかりと我々がサポートし、そしてまた提案をしていかねばいけませんか、また要請活動もしていかねばいけませんか。こういうふうなところ、あの部分で発言したのは二次交通の部分、全く不便ですよ。コンテンツの部分、我々は我々なりに一生懸命取り組んでおるわけでございますけれども、そのコンテンツをもっともっとアピールしたいのですけれども、まだまだ二次交通の状況がこのようになっているわけでございますので、その部分を強調したということでご理解をいただければなと、このように思います。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） わかりました。やはりこのむつ下北にも新幹線効果は私もあると思っております。ただ、その接続が現在不備である。こういう現実、2年、3年たった後に、その効果はどんどん薄れさせていく大きな要因の一つになると思っておりますので、これに対しての対策は、やはりとっていかなくてはいけない、このように思うわけがあります。

先ほど二次交通の利用状況については、現在は詳細には調査をしていないということでもあります

が、やはり対策を立てるためには調査は絶対必要だと思います。むつ下北、観光客もそうですが、ビジネス客の利用も多い地域でございます。そういう人たちがどのような経路でどう入ってきているのか、そういう細かいところまで調査をぜひともしてほしいと思います。これは、要望したいと思います。

その中で七戸十和田駅までのバス運行であります。残念ながら接続の不備もあって、それなりの効果が上げられなかったということでもあります。そしてまた、12月から始めた民間企業のほうは、ビジネス客を中心に現在のところはなかなか好調なようだということで、ここにはやはり11月までと12月以降のその接続の状況のいい、悪いの差が出ているものだなというふうに感じております。

そこで、これは民間企業だけに果たして任せておいていいのかというふうな考えも私は持っております。自治体としてできることがないのかどうか、そこら辺を今後どのような形であらわしていくのか、その辺の考えについて最後お聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 一民間事業者がそういうふうな形で12月1日からスタートしたわけでございます。その前は公共交通機関というふうな形で、バス会社にこの部分で補助をしてやってきたわけでもあります。その部分においては補助金をうちのほうからも出させていただいて、支援をしてきたというふうなことでございます。結果がこういうふうなことになりました。

しかしながら、市として、行政としてこの一民間事業者というふうな形の中にこれから補助金を云々というふうなことは、なかなかこれはできるものではないと。さまざまなほかの民間事業者もございまして、これはできません。しかしなが



例会に際し、議会壇上より一般質問をさせていただきます。

一般質問に入る前に、さきに行われましたむつ市議会議員選挙におきまして、市民多数の皆様よりご支持、ご支援を賜りましたことに対し、この場をおかりいたしまして、改めて感謝と御礼を申し上げます。

皆様の負託にこたえるため、今任期4年間、市議会議員としての責務を全うする所存でございますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、このたびの市議会議員選挙結果を見ますと、合併前の町村区域では、危機意識からか、高い投票率で立候補者が全員当選しております。反面、むつ地区では過去最低の投票率という結果に終わってしまいました。このことは、前任期4年間と選挙戦を通じ有権者の皆さんに訴えることが足りなかったあらわれであり、反省点としてしっかり認識をしなければと考えております。

このような認識のもと、今議会は地域に密着した懸案事項3項目9点につき質問をさせていただきますので、市長並びに理事者各位におかれては、明快かつ前向きなご答弁をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、大湊地区の道路整備等についてであります。

市民にとって日常生活を営むうえで最も必要かつ大事なことは、道路が整備されていることに尽きると考えます。このたびの市議選で選挙カーの座席から眺めて改めて気づいたことは、大湊地区の随所で道路舗装、側溝整備等で進んでいるなどの感想であります。また、聞き及びますに、冬期の除排雪の処理に苦慮していた桜木町地区に雪捨て場確保のめどがつきそうだとの話もあり、地域住民等の苦情、要望に対しても迅速に対応する市担当職員の姿勢を感じ、心強く思うところでもあります。

さて、とはいうものの、まだまだ未整備な箇所、中断したままの箇所、将来の見通しが不確実な箇所等が数多く残っていることも現実でありますことから、このたびは大湊地区に焦点を絞っての道路整備等に関し質問させていただきます。

その1点目、国道338号宇曾利バイパスの整備状況についてであります。このことにつきまして、過去に私を含め数人の同僚議員が質問し、市長からは平成26年度開通見込みで進んでいるとのご答弁もいただいておりますものの、その後3.11の大震災に遭い、避難道路としての緊急性も強く求められる等状況が著しく変化していることでもありますので、再度現状での国道338号宇曾利バイパスの整備状況についてお伺いするものであります。

2点目、大湊エココーストの供用開始時期と完成要目についてであります。エココースト事業は、自然と共生する海岸の創造を眼目に、周辺の自然環境に配慮した海岸づくりを目指し、国土交通省が計画している事業であります。

さて、大湊エココースト事業、長期にわたる工期を要しながらも、外観上から推察するに、主要な工事はほぼ完成に近づいたのかなとの思いであります。現在海岸沿いの住宅地と護岸とのスペースを工事中のようではありますが、この部分が遊歩道になるのか、または車両も通行可能な道路として整備するのか等も含め、大湊エココーストの供用開始時期と完成要目についてお伺いいたします。

3点目、中断している市道浜通線の舗装及び融雪溝の整備再開についてであります。市道浜通線は、大湊地区の海岸沿いに大湊浜町から宇田町に通ずる市道であります。過去には、大湊地区随一の道路として存在したこともあり、歴史の古い道路ではありますが、その分これまでの間、抜本的な舗装工事等を得ぬまま現在に至り、継ぎはぎの舗

装、側溝も旧態の未整備のままです。

さて、そのような状況を憂慮し、市は数年前大湊浜町から大湊上町の途中まで舗装及び融雪溝の整備に着手しましたものの、その後工事が中断となっております。道路沿線地域の大湊上町、川守町及び宇田町から工事の再開を望む強い要請もあり、市道浜通線の舗装及び融雪溝の整備再開についてお伺いいたします。

4点目、通称ロマンス坂の融雪道路の整備についてであります。市では、大湊地区の坂道対策として、坂道道路の上下部分に電熱線を敷設して、電気熱で雪を解かし、滑りどめ対策を講じております。高齢化社会の中、地域住民の安全を守るために大きく貢献するもので、市でもその有用性を十分認識し、逐年整備を図ってきましたが、ロマンス坂については未整備のままです。坂道対策の今後の方向性等を含め、ロマンス坂の融雪道路の整備についてお伺いいたします。

質問の第2は、激甚災害等に対する備えについてであります。災害は、危機が社会の脆弱性と出会うことで起こるとの公式があり、さらにはその規模が国民経済に著しい影響を及ぼす大きな災害を激甚災害と定義しております。

昨今世界的規模で大災害が多発し、枚挙にいとまがないところであります。一例を挙げますと、近いところではいまだ続いているタイ、バンコクの大洪水、今年3.11の東日本大震災、2008年の中国四川省大震災、2004年の新潟県中越地震、1995年の阪神・淡路大震災等があり、多くの犠牲者を出しております。また、最近の一部マスコミ紙面によりますと、三陸沖北部から房総沖の領域で、マグニチュード9.0級の地震が今後30年以内に発生する確率30%と政府の地震調査研究推進本部で推定しているとの報道もあり、3.11級の激甚災害がいつ起きても不思議でない状況下にあることを認識しなければいけません。

国・県、地方自治体等では、過去の激甚災害等を教訓に英知を結集し、防災対策を講じていることは理解しておりますが、3.11以後政府の対応等で国民の目に具体的な動きが見えてこないもどかしさもあり、6月議会、9月議会に引き続き災害対策について別の視点から取り上げさせていただきました。

大災害、激甚災害の原因のほとんどが地震によるもので、耐震強化、津波対策等には関心が高まり、ある程度の方向性は打ち出されるのかなとの思いがありますので、今回はもう一方の原因となる大型台風での大洪水、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的な集中豪雨がもたらす災害の対策について確認させていただきます。

本年11月8日の読売新聞に、会計検査院の2010年度決算報告として、防災対策の空費、無駄遣いということですが、空費を指摘されたとの記事が載っております。土砂災害のおそれがある地域には、都道府県が調査をし、警戒区域や特別警戒区域に指定する必要がありますが、会計検査院が19道府県を抽出し調査したところ、6万を超える地域で調査が行われているにもかかわらず指定されていなかった。そのうち2万3,524カ所では、調査終了から2年以上も過ぎ、この間未指定の箇所では35件の土砂災害が起きている。この調査には、41億円の公費が充てられていた。さらに、今年9月の台風12号で14人の死者を出した奈良県では、4,000カ所以上が未指定だったという記事であります。

ハザードマップに記載されていてさえなかなか注意が行き届かない現状にあって、通常の災害では大丈夫でも激甚災害的な大規模災害では思わぬ箇所が土砂崩れ等に遭うことが往々にしてあります。本来指定されるべき箇所が放置され、未指定だとしたらゆゆしき問題であります。地域住民の安全、安心を守り、激甚災害等に備えるための視

点から、1点目、青森県むつ市の現状で土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定状況はどうなっているかについてお伺いいたします。

2点目、大湊消防署の早期建て替えについてであります。今般の3.11大震災を体験した国民のすべての人が、消防職員、消防団員等の存在そのものが地域住民にとって何よりの心強い支えであり、地域の安全、安心を守るうえで不可欠な組織であるとの認識を強く持ったことでありましよう。

さて、大湊消防署、昭和47年1月に建築されたものですが、老朽化が進み、耐震強度的にも非常に不安があるとの指摘であります。また、津波に脆弱である立地条件のうえに狭隘な道路に面しているため、出動時の障害となっているとのことで、防災拠点としての任務遂行には不適という認識であります。

これらのことを踏まえ、大湊地区各町内会長、各消防分団長及び大湊選出市議会議員が連れ立って、昨年11月19日、宮下市長に大湊地区の防災拠点として不安がある大湊消防署の移転新築実現をお願いする要望書を提出させていただいた経緯がございます。その後3.11の東日本大震災にも遭遇し、激甚災害等に対処するうえで大湊地区の防災拠点のかなめとして大湊消防署の早期建て替えが急務であるとの思いを強く感じているところでありますが、そのことについてお伺いいたします。

質問の第3は、シルバー人材センターの支援についてであります。高齢化社会が伸長する世の中、元気なお年寄り、後期中年者とも言えはいい年齢層の人たちですが、の割合がますますふえる傾向にあります。定年にはなった、さりとてまだまだ身も心も老いるには早過ぎる人たちにこれまでの人生で得た得意分野を生かしながら、社会の活力に寄与していただくというのがシルバー人材センターの趣旨で、自衛隊退職者も随分お世話に

なっているやに聞いております。

1点目、高齢化社会の中、定年退職者や家業の第一線を退いた人が働くことで社会に貢献し、生きがいを見出すことの大切さについてどのような所見をお持ちかお伺いいたします。

2点目、シルバー人材センターでは、現在どのような活動状況になっているのでしょうか。登録員数、業種等、活動全般についてお伺いいたします。

3点目、シルバー人材センターでは、現在仮事務所として旧市役所庁舎の跡地に間借りをしており、来年度以降解体整地した旧事務所跡地に新設の事務所建設を予定しているようであります。そのことにつき、設立の趣旨や今後の高齢化社会の情勢等を考慮し、市としても応分の支援が必要ではないかと考えますが、お考えをお伺いいたします。

以上、3項目9点につき壇上よりの質問といたします。細部につきましては、ご答弁をお聞きしたうえで、再質問、要望等をさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 浅利議員ご質問の大湊地区の道路整備等についてお答えいたします。

まず第1点目の国道338号宇曾利バイパスの整備状況についてでございますが、整備が進められております大湊2期バイパスは、全体延長3,670メートルのうち大湊補給所付近から市道釜臥線までの1工区、延長1,080メートルと、市道スキー場線から大湊浜町までの2工区、延長2,590メートルの2つの工区で平成20年度から着手しております。下北地域県民局地域整備部から伺いましたところ、現在大湊浜町側の2工区から重点的に事業を進めており、用地取得及び建物等の補償を鋭意進めているということでございます。

なお、重点的に進めております2工区における

平成22年度までの用地補償に関する進捗率は約23%となっており、平成23年度は引き続き用地及び補償を行うほか、流末排水路などの調査設計を実施していると伺っております。

市といたしましては、これまでも全線早期完成に向けて重点要望や市町村長会議の提言など、県や関係機関に対し、市議会とともに強く要望活動を続けておりますが、さきの3月11日の東日本大震災を受け、災害時の避難道としての位置づけを合わせ持つ意味合いからも、今後さらに予算確保に努めていただくとともに、早期完成に向けて強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、大湊エココーストの供用開始時期と完成要目についてであります。大湊エココースト事業については、議員既にご承知のことと存じますが、より自然と人々の安全とが調和した海岸整備を図るため、平成13年度にむつ市中央公民館付近から大湊小学校付近までの延長約900メートルが事業承認されております。この事業は、昭和30年代後半に整備され、老朽化した直立護岸補強のための傾斜護岸の整備、またコクガンを初めとする水鳥類のえさ場等の保全、創出や、その生態の観察の場、機会を提供するもので、県において事業を実施しております。

整備内容としては、埋め立て幅約28メートルのうち傾斜護岸は約18メートルで、陸側約10メートルは住家への塩害を防止するとともに、野鳥などの生態観測の場や通学児童のためにも利用できる探鳥遊歩道等として市が整備するものであります。埋め立てについては県の工事に合わせて実施しております。

県による埋め立て工事は、平成24年度に完了が見込まれることから、市の埋め立て部分に係る施設の活用については、改めて近隣の町内会及び関連する各種団体などワークショップ等を開催し、

意見を求めながら検討のうえ、整備計画を策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、3点目の中断している市道浜通線の舗装及び融雪溝の整備再開についてのご質問についてでございます。市道浜通線の舗装、融雪溝の整備につきましては、むつ市議会第195回定例会並びに第197回定例会の一般質問において回答しており、重複する部分があると存じますが、この路線は大湊新町3差路から大湊小学校下を經由して宇田町に至る延長3,161メートルとなっており、このうち大湊新町3差路から中央公民館付近までの600メートルは、平成8年度から平成12年度までに整備を終えております。

議員も既にご承知のとおり、当該市道は幅員が狭隘で、側溝も整備されていない箇所もあることから、拡幅は無理といたしましても、融雪溝の整備を含めた道路の全面的な改良事業として実施していく必要があると考えておりますが、実施するに当たり迂回路の確保が重要となります。

事業実施に当たり、工事中の交通規制による住民生活への影響等も考慮しながら、迂回路の確保や実施時期等を慎重に見きわめていかなければならないものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、通称ロマンス坂の融雪道路の整備についてでございます。大湊地区における冬期間の交通安全確保の観点から、継続して実施しております坂道対策におけるロードヒーティングの設置は順調に整備が進んでおり、平成23年度は2路線を実施いたしてございまして、残り5路線となっております。通称ロマンス坂につきましても、財政状況を見きわめながら整備する予定となっております。冬期間は不便をおかけすることとなりますが、残る坂道対策5路線の早期完成に向けた努力をしてまいりたいと考えておりますの

で、ご理解賜りたいと存じます。

次に、激甚災害等に対する備えについてのご質問にお答えいたします。まず1点目の土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況についてであります。議員お話しのように、近年世界的規模で地震、大型の台風、竜巻、局地的な集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨などの災害が多発しております。土砂災害についても全国各地で毎年のように発生し、とうとい生命、財産が失われるといった被害が発生している状況にあります。

土砂災害から生命、財産を守るため、土砂災害の発生するおそれのある区域については、危険の周知や警戒避難体制の整備、住宅などの新規建築の抑制など、ソフト対策を推進する目的で平成13年4月に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法が施行されたところであります。土砂災害には、急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりの3種類がありますが、この種類ごとに都道府県が基礎調査を実施し、市町村が住民の意見を聞いたうえで、都道府県が土砂災害の種類ごとに区域指定することとされております。

むつ市の土砂災害の指定状況については、むつ、川内、大畑及び脇野沢の4地区全体で275カ所の土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が指定されており、未指定区域はございません。

次に、2点目の大湊消防署の早期建て替えについてのご質問であります。大湊消防署の建て替えにつきましては、これまでも市議会定例会の一般質問においてご質問があり、答弁をしているところでございます。消防署の建て替え自体は、下北地域広域行政事務組合の事業でありますことから、具体的な答弁はこれまでの答弁内容と同様差し控えさせていただきますが、お答えできる範囲で申し上げたいと存じますので、ご了承願います。

大湊消防署は、昭和47年2月に竣工以来39年を

経過し、かなり老朽化が進んでおり、建て替えが早急に必要であることは重々承知しているところでございます。加えて大湊消防署は大湊地区住民の生命、財産を守る重要な役割を果たすべき施設であり、地区の皆様にとりましても、建て替えについて期待するところが大きいものと考えております。

具体的な移転先、建築規模、建設年度等について、この場でお示しすることはできませんが、下北地域広域行政事務組合と積極的に協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、シルバー人材センターの支援についてのご質問にお答えいたします。ご質問の第1点目、働くことで社会に貢献し生きがいを見出すことの大切さについてと、第2点目、シルバー人材センターの活動状況については、それぞれに関連がありますので、一括してお答えいたします。

世界保健機関が発表した2011年度版世界保健統計によりますと、2009年の日本人の平均寿命は83歳で、イタリア中部の内陸国サンマリノと並び、193カ国中1位を維持しております。日本では団塊の世代が退職した数年後に高齢化のピークを迎えることとなりますが、既にむつ市では高齢化率が全国平均を上回り24.5%になっております。議員ご発言のとおり、定年退職等で第一線を退いたとはいえ現役並みに活躍できる方がたくさんいらっしゃいます。しかし、長寿になればなるほど老後の過ごし方が大きな課題となってまいります。

私は、これまでの経験や知識及び技術の活用が就労に結びつき、さらに社会の一員として参加できることが生きがいのある毎日につながるものと考えており、そのような場の一つがシルバー人材センターであろうと認識しております。

むつ市シルバー人材センターの会員数は、平成22年度末で619名、受託件数は5,135件と、ここ数

年増加傾向で推移しており、業種につきましては、畑作業、大作業、あて名書き、パソコンでの原稿づくりなどを含む約80種類もの分野でご活躍されているようであります。

また、雇用や就業を希望する高齢者を対象とした講習会の開催、高齢者の健康づくりを目的とした健康教室や介護予防教室の開催等も実施されており、特に市が単独で実施している高齢者及び障害者のひとり暮らし世帯等への除雪サービス事業においては、安否確認をあわせてご協力いただいております。

次に、ご質問の第3点目、事務所建設の支援についてであります。現在市ではシルバー人材センターが新事務所に移転するまでの仮事務所として旧市役所の東庁舎を提供しており、新事務所建設予定地の旧シルバー人材センター跡地は、解体を終え、整地しております。

ご質問の支援につきましては、現在シルバー人材センターと協議を重ねておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。それでは、再質問、要望等に移らせていただきます。

まず、1項目めの大湊地区の道路整備等についてでありますけれども、いつも、例えば下北半島縦貫道路とかのおくれの理由として、買収がなかなか思うように進まないかということをよく聞くのですけれども、そのことについて、ちょっとお尋ねいたします。

道路用地所有者との買い取りで交渉が難航した場合、強制力のある土地収用法を適用することがあると思うのですけれども、その場合、交渉の期間は大体何年ぐらいをめどに土地収用、強制力を執行するのかということをお尋ねします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） ただいま土地収用法についてのご質問でございますけれども、今の状況をご説明したうえでのご質問でございますので、確かに23%ということ聞きまして、なかなか進んでいないのではないかとご疑問も持たれているかと思っておりますけれども、基本的に用地交渉はなかなか面倒でございます。平成22年度からこの用地交渉を、県の事業でございますので、県のほうで始めてございます。それで、ことし2カ年目になるわけでございますけれども、今の段階では皆様に下地をつくって、これからどんどん進んでいくものと我々は期待してございます。粘り強い県のほうの交渉ということに期待を申し上げているところでございます。

土地収用法に関しましては、この土地収用法に基づく強制力のある、要は強制収用をかける部分での事業認定と申しますのは、なかなかこれは認可するまでは面倒な手続が必要でございます。かなりのボリュームのある資料が必要となっております。県の事業でございますので、国の認可になります。したがって、これ何年ということとははっきりここで申し上げられないのですが、数年は当然かかるというふうになっておりますので、逆に申し上げますと、数年かかって認可になると、またこの期間それぞれ用地交渉もあるものですから、なるべく早い交渉ということで我々お願いしているところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

これに関連しまして、今回の国道338号バイパスの用地に防衛省の土地が絡んでいるということ聞いたことがあるのですけれども、こちらのほうの交渉はどうなっているのでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 防衛省の用地、こちらから

行くと出口のほうの補給所周辺のあたりだったと思いますけれども、その部分において自衛隊ご当局の非常にご理解とご協力をいただきまして、この部分については平成21年度で設計が完了して、平成22年度からは用地測量ということでございますので、今後随時その用地買収にかかれるということでございます。

さまざまな部分で自衛隊関係者からご協力をいただいたということを、この場をおかりして関係者の皆様方に敬意を表したいと、このように思います。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） いずれにしましても、大湊地区の住人ということに限らず、このむつ下北にとって国道338号の避難道路としての重要性というのは、特に3.11以降急激に高まっておりますので、市長含め担当の皆様におかれましては、関係各部と積極的に交渉しながら、一日も早い早期完成を要望しておきます。

次に2点目、大湊エココーストの供用開始時期と完成要目についてでありますけれども、先ほどご説明いただきましたが、エココースト本来の趣旨からすれば、今工事中のところは遊歩道が一番いいような気もしますけれども、狭隘な町並み、大湊浜町、大湊上町、あの近辺から川守町にける狭隘な道路の、これ避難道路とか迂回道路としての利用もエココーストとあわせて考えるべきではないかと思っておりますけれども、そのことについてお尋ねします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） エココーストの活用についてのご質問でございますが、先ほど市長答弁にもございましたように、平成24年度県の事業は完了いたします。県にお願いしています我々の負担金を払って土盛りもしている部分も、基本的には平成24年度で完了するというので、その部分で

は完了するわけでございますけれども、先ほどもありましたように幅員28メートルのうち10メートルが市のこれからの整備をする部分でございます。遊歩道ということでの当初の話し合いもあったようなことではございましたが、それからかなりの年数がたつてございまして、いろんな状況も変わってきてございます。したがって、平成24年度中に地域の皆様とこの活用についてともに協議しながら考えてまいりたいと思っております。十分お互いに理解したうえで、ある意味大事な、大湊地区にとっては大事な部分になると思っておりますので、十分協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） エココーストについてはわかりました。

それで、3点目の中断している市道浜通線の舗装及び融雪溝の整備再開についての再質問でございますけれども、今るる説明をお聞きしましたところ、工事中断の理由の一つに、狭隘な道路事情から迂回路の確保に苦慮しているというようなご説明もありましたので、先ほどのエココーストにまた戻るわけなのですけれども、迂回路確保の観点からエココーストの部分を活用できないのかと。舗装及び市道浜通線の整備をするためにエココーストを活用できないのかということについて再度お尋ねいたします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 市道浜通線の整備についてでございますけれども、おっしゃいますように途中で中断してございます。やはり狭隘な箇所がかなり多くて5メートルを切る幅なものですから、どうしても幅員がとれないということで、ここをとめてしまうと、もう道路が完全にとまってしまうということで、これまで整備したところは

ある程度うまく切り抜けられたのでございますけれども、このエココストが出てまいりまして、エココストの活用をどうするかと、今答弁申し上げましたように、それも含めてある意味リンクする部分がございますものですから、現在の道路を整備するために、やはりエココストも重要なポイントになりますものですから、それも見きわめながら平成24年度の協議を、地域の方々のご理解をいただかなければいけない部分もありますものですから、その部分もあわせながら話し合いをさせていただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 要するに道路の整備、エココストも含めて市道浜通線の整備等につきましても、これは地域の皆様の利便性を考えてのことです。でありますので、やっぱり町内会の皆さんとよくご協議されまして、町内会もお互いに協力するところは協力し合いまして、よりよい方向での工事再開を強く要望しておきます。

次に、通称ロマンス坂の融雪道路の整備につきましては、ご説明いただきまして、ことしは2カ所、あと残り5路線ということですので、大湊地域に住んでいる人にとっては、特に坂道対策ということは非常に生活に密着した緊急事案でありますので、ロマンス坂を含め早期の着工整備を望んでおきます。

次に、質問の2項め、激甚災害等に対する備えについてでありますけれども、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況の中で、県知事は土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査を実施するというようになっております。現在の調査結果は、いつ時点のものかお尋ねします。

また、土砂災害防止法第7条第2項に災害時要援護者関連施設利用者のための警戒避難を実施す

るため情報等の伝達方法を定めるとありますけれども、むつ市内で警戒区域内に該当する施設は何か所あるのか。また、情報等の伝達方法というのは具体的にどのような方法をとっているのかお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 県の調査等についてのご質問でございます。

現在指定されております土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に係る基礎調査の実施年度につきましては、むつ地区は平成16年度、川内地区及び大畑地区は平成18年度、脇野沢地区は平成21年度にそれぞれ実施したもので、いずれも県が実施主体となっております。

次に、土砂災害警戒区域内に所在します高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を要する方が利用するいわゆる災害時要援護者関連施設につきましては、むつ地区には福祉施設が2カ所、医療施設が3カ所、川内地区に福祉施設1カ所の計6施設が所在しております。これらの災害時要援護者関連施設につきましては、梅雨や台風等の出水時期には土砂災害に対する警戒体制の整備等について文書により周知しております。

土砂災害が発生するおそれがあるときなどは、大雨警報発表後において、大雨による土砂災害発生の危険性が高くなった市町村に対して、青森地方気象台と青森県が共同で危険度について土砂災害警戒情報を発表いたします。この警戒情報を受けまして、市はその情報について防災行政用無線や広報車、防災・かまふせメール、エフエムアジュール等によりまして、地域住民にお知らせするとともに、災害時要援護者関連施設に対しましては、電話等により直接連絡し、必要に応じて避難勧告の発令をいたします。

さらに、土砂流出の発生などによりまして、危険度がより一層高まったときは、青森地方気象台

や青森県からの情報に基づきまして、必要に応じて避難指示の発令を行うというような手順によりまして、土砂災害による被害を最小限にとどめるような体制をとっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 市内にも多くの警戒区域が存在するということはわかっておりましたけれども、今回新聞に指摘されたような指定漏れというものがないということですので、安心いたしました。

まず日常生活、警戒区域に居住していることから我々は一般的には気がつかない人がほとんどだと思いますので、折に触れ災害に対する啓蒙をし、かつ災害時要援護者関連施設との緊密な連携を図っていただきたいと要望しておきます。

次に、2点目の大湊消防署の早期建て替えについてでございますけれども、大湊消防署の管轄区域、それと過去3年間のいろんな各種出動があると思いますけれども、その件数についてお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 管轄区域と出動件数についてのご質問でございます。

大湊消防署の管轄区域につきましては、むつ地区の旭町と中央2丁目を境とする三本松川から西側角違までの大湊地区全域及び真砂町と落野沢が管轄区域となっております。

次に、各種の出動件数につきましては、平成20年からの3年間の合計でございますけれども、火災出動は43件、救急出動は1,163件、救助出動は9件、捜索出動は3件、自然災害出動は11件、警戒出動は40件で、合計1,269件の出動となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） なぜこういうことを聞いたかといいますと、要するに広範囲の区域を大湊消防署は管轄していると、出動件数も多いということで、地域防災の拠点として重要な位置を占めることは疑いないところであります。近い将来、東日本大震災に匹敵する激甚災害等も予想されますことから、大湊消防署の早期建て替えを強く要望しておきます。

次は、シルバー人材センターの支援についてでありますけれども、シルバー人材センター、いろんな活動をしておるように今聞きました。ただ、これはやっぱり民間企業との競合といいますか、そういうところでのそごというかトラブルというか、そういうことは今までどうだったのでしょうか。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（中嶋達朗） 浅利議員の再質問にお答えいたします。

シルバー人材センターは、高齢者の自主的な団体で、臨時的及び短期的な仕事を請負とか委任の形式で行っているところが一般の民間企業と違うところであります。また、シルバー人材センターでは民間企業を退職された方の経験や知識を生かし、業務を受託しているわけですが、シルバー人材センターで手に負えないものについては、専門の民間業者を紹介するなど、実情を見ながら業務を委託されていると伺っており、民間企業との競合あるいはそごというものはないと考えておりますので、ご理解ください。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 当然そういうそごがないように注意をしながら、積極的にシルバー人材センターの活動を広げているということだと思いますので、これからどんどん元気な高齢者がふえるということでもありますから、そういう民間企業とのトラブルがないように、なおかつ積極的に業務を

推進していただきたいと思います。

3点目の事務所建設の支援につきましては、要望させていただきます。高齢化社会で元気なお年寄りは貴重な存在であります。自分に合った方法で生きがいを見出す意義は大変大きいものがあると思います。その拠点となる事務所建設は、市民の総意で応援すべきものと考えます。支援については、現在協議を重ねているとのことですので、何分のご支援を要望しておきたいと思えます。

以上、3項目9点につき質問させていただきました。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎東 健而議員

○議長（山本留義） 次は、東健而議員の登壇を求めます。9番東健而議員。

（9番 東 健而議員登壇）

○9番（東 健而） 市誠クラブの旧川内町出身の東健而です。

質問に先立ちまして、まず合併後のむつ市全域で争われました市議会議員選挙では、市民の皆様のおかげで大変な激戦を勝ち抜かせていただきました。そして、この壇上で質問をする機会を与えていただきましたことに対しまして、衷心より深く感謝と御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

さて、むつ市議会第210回定例会の節目に当たり、私は本市の懸念事項であります人口減少対策と軟弱な道路事情、そして原子力防災への取り組みについて、3項目について質問をいたします。

1項目めではありますが、人口減少対策について質問させていただきます。11月の初め、世界の人口が70億人を突破したとマスコミで報じられています。反面、我が国の人口は50年後には、現在の約1億3,000万人から約7,000万人に減少すると言われていています。本市も合併以来人口減少が急速に進んでいます。お年寄りたちが自分で暮らすことができず、県外の子供のところへ出ていったり、高校を卒業した若者たちが仕事を求め、県外への流出が続いています。これをとめる手だてがないのが本市の課題であります。

こんな中、11月8日行われたこども議会では、脇野沢のこども議員から、子供の数もどんどん減り、クラブ活動もおぼつかなくなり、店の数もたった1軒だけになり、コンビニなどもなく、相当不便を感じているというこの切実な質問に対し、人口減少は脇野沢ばかりではなく、旧むつ市も同だと市長は答えました。本市では、観光産業や1次産業などにいろいろな手を打ってはいますが、その効果も薄く、どうにもならないということでしょうか。何とかして雇用をふやし、若者の定着という課題を克服しない限り、税収の先細りと高所得者層への増税をまつばかりではないでしょうか。これでは、むつ市の将来は真っ暗であります。そこで、この人口減少対策について、以下の項目について質問いたします。

1点目、合併当初と現在との人口比較についてであります。いただいた資料によると、合併当初は本市の全人口は6万4,052人であったということですが、こども議会で市長は、約6万7,500人であったと答えていました。ことしの12月現在ではどのくらいになっているのでしょうか。合併当

初の人口と現在の人口比較をご提示いただきたい  
と思います。

2点目、小・中の現在の人数はどれくらいか  
ということでございます。これも前もっていただ  
いた資料からであります。小学校では第三田名部  
小学校を除いてすべての学校が減少しています。  
児童・生徒の人数の合併直後と現在の差は幾らか  
お知らせいただきたいと思ひます。

3点目、人口減少率について。1項目に対応し  
た人口減少率はどのくらいになっているのでし  
ょうか。特に小学生と中学生及び未就学児の減  
少率について、今後の見通しもあわせてご報  
告いただきたいと思ひます。

4点目、人口減少の経済に与える影響につ  
いてであります。義務教育就学者の減少のため  
、このままでは旧町村部の学校の閉鎖や、人口  
の多い旧むつ市の大湊への統合という事態も考  
えられます。また、集落から若者たちがいなく  
なり、一層の高齢化が進み、文化や伝統を守れ  
ない事態が生じています。人口減少対策が具体  
化しなければ、購買力は低下し、商売をあきら  
める既存の零細商店が後を絶ちません。収入減  
で1次産業の後継者不足も深刻化しています。  
やがて2次産業、3次産業などの他の商売は成  
り立たなくなり、本市の産業は消滅してしまう  
のではないかと危惧されます。そのため、税収不  
足も深刻さを増してきます。加えて将来の人口  
増加の見通しもなく、大型店さえ二の足を踏む  
ようになってきました。この状況が地域経済に  
与える影響について、どのように把握している  
のでしょうか。

5点目であります。雇用対策や少子高齢化  
対策についてであります。これは、本市の人口  
減少対策のかなめだと思ひます。また、若者  
たちの流出を防ぐための受け皿づくりにつ  
いて、具体的には雇用対策や少子高齢化対策  
が複雑に絡み合っていますが、実施計画の具  
体策を示すべきであります。

どのようにお考えかお伺ひいたします。

次に、2項目であります。西通り地区の道  
路網の整備についてお伺ひいたします。むつ  
市全域で争われた選挙によって選ばれた私  
たちは、出身地に限られた場所だけではなく  
、むつ市全体をにらんだ政策を考えていかな  
ければならなくなりまし。現在本市の道路  
事情を見ると、合併時から引き継いだ課題  
が忘れ去られたかのようにまだ解決されず  
、手つかずのままになっている事案が多い  
ようです。加えて3月11日の東日本大震災  
以来、この下北半島全体でも避難道の確保  
とか道路網の整備が重要な課題となってい  
ます。これらの関連性を認めながら、私は過  
去にさかのぼって積み残されたと思われる3  
カ所に絞って本市の対応について質問いた  
します。

1番目、脇野沢の口広滝山線の工事状況  
についてであります。1点目といたしまして  
、工事中の最終年度は実際はいつごろか。こ  
れは、旧脇野沢地区の道路問題でありませ  
うが、完成がもう少しというところで合併に  
なり、その後工事は先に進まなくなりました  
。残工事があつながら、工事が中止になつた  
のはいつごろのことでしょうか。

2点目であります。着工が中断している理  
由は何かということでございます。合併で申  
し送りがあつたはずであります。整備をし  
ていた当初は、洪水、七曲が不通になつた  
場合の迂回路、ネットワーク化などの理由  
まで示されています。なぜ工事が中断され  
、積み残されてきたのか、その理由を伺ひ  
ます。

3点目であります。道路の舗装整備につ  
いて。道路の現状を見ると、完成したはず  
の道路の部分に雑木が生えてきていて、道  
路とは思えないような状況になってきてい  
ます。道路も狭く、両側にガードレールが  
ついていますが、このままでは道路上の雑  
木がどんどん大きくなって、とても道路と  
しての価値がなくなつてしまひます。この  
道路

をすべて改修舗装すべきだと思いますが、対応についてお伺いいたします。

4点目であります。架橋の必要性についてであります。未整備地点の中ほどに沢があり、大きく蛇行することにより、この沢に橋をかける計画が旧脇野沢村議会であったと伺いました。架橋がなされれば、延長も短くなります。道路の利便性が高まります。架橋を計画し、至急迂回路としての機能を維持し、通行できる道路にするべきだと思いますが、架橋の計画について、今どようになっているのでしょうか。

5点目であります。道路整備の見通しについて伺います。架橋と道路整備はぜひ必要であります。今後のこの道路の整備の見通しについてお伺いいたします。

2番目、西通り地区のバイパス道路について質問いたします。下北半島の西通り地区の国道338号は、さっぱりはかどらず、整備のおくれは県から見放されてきたような印象があります。

さて、旧川内町地区では、合併前川内から戸沢までのバイパス農道ができ、むつ市への通行が可能になりました。しかし、川内町葛沢地区から小沢までの国道338号が通っているところはバイパス道路がありません。合併前から私はバイパス道路の必要性を指摘してまいりましたが、合併後もどうもニーズが薄いと考えられてきたのか、先送りにされています。

そこで、今までの国道338号上の道路遮断例を提示いたしますが、まず1つ目は平成17年12月30日、松川での住宅密集地の火災がありました。大みそかの前日ではありますが、松川で火災が発生し、多くの消防車が駆けつけ、道路に消火用のホースが伸ばされ、通行が遮断されました。どうにもできず、脇野沢から来た救急車が、この場から引き返したことがありました。

2点目、ことし4月2日、蛸崎地区の男川のた

もとでの夜の火災であります。

3点目、平成17年春の松川一宿野部間の赤なでというところの土砂崩れがありました。

4点目、平成18年松川地区の外れの地すべり被害災害などが上げられます。

そこで質問いたしますが、まず1点目といたしまして、バイパス道路の整備の必要性について。例示しましたとおり、これからも土砂崩れや火災、災害などが起きた場合通行不能になり、交通が麻痺してしまうことが予想されます。市長は時々おでかけ市長室で脇野沢へ出かけるときもありますが、脇野沢へ行っている間に災害が発生した場合には、戻ることができなくなるわけであります。バイパス道路は避難道路ともなります。西通り地区の国道338号の葛沢から小沢までのバイパス化についてどのようにお考えでしょうか。対応をお伺いいたします。

2点目であります。住宅密集地の迂回路について。ふだんでも地域の祭りなどの行事で通行を遮断されたり待機を余儀なくされたりいろいろと制限されることがあります。少なくとも集落の住宅密集地の迂回路はぜひ必要と思います。部分的な迂回路がところどころについています。これをつなぐこともご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3点目です。宿野部一蛸崎間の道路整備についてお伺いいたします。国道338号上の宿野部から蛸崎に抜ける道路の中に、1つ目として、宿野部川を過ぎたところに両側に立ち並ぶ家があります。その場所は極端に狭くなっていて、バス1台が通るのにやっとです。2つ目は、その西側の村外れに海側に曲がりくねっていてどうしても危険な場所があります。これを真っすぐにする計画がありました。そこで、この2カ所の道路整備について、以下の4項目について質問をいたします。

1項目め、整備計画の現状と見通しについてで

あります。指摘した2点の道路の整備計画の今後の見通しについてお伺いいたします。

2項目め、発掘調査の予定についてであります。この道路の整備計画は、昭和47年から俎上に上り、当時発掘調査計画がネックになり断念したと伺っています。合併前のことですが、発掘調査をやるということで話が進んでおりました。しかし、合併したら調査計画がさっぱり進展しません。調査をやるという話も消えてしまいました。この調査が進まないことには、道路整備にかかることができないと思います。至急発掘調査を進めていただきたいのですが、発掘調査に取りかかる計画があるのかどうか、調査の計画と予定についてお伺いいたします。

3項目め、調査主体についてお伺いいたします。この発掘は、下北地域県民局との関係もありますが、本市でやれるのかどうか。また、別の方法を考えておられるのかどうか、主体はどうなるのかお伺いいたします。

次に、項目の3項目めになりました。原子力防災への取り組みについてお伺いいたします。下北半島に原子力発電所ほか関連施設が誘致され、本市では中間貯蔵施設の工事が進行中ですが、ことしの3月11日の東日本大震災以来、市民の中では原子力防災に対する今後の動向に関心が非常に高まっています。そこで、以下2項目に対する本市の対応について質問いたします。

1番目、連携防災に対する考え方についてお伺いいたします。11月2日の東奥日報の新聞記事ですが、避難区域が原子力発電所から20キロまでを30キロに拡大する方針が決まったことを報じています。このため下北半島7市町村や、新たに野辺地町や函館市までがその圏内に入ったということですが、市長は防災地域拡大に伴い、下北半島は陸海空の避難経路を確保しなければならない課題があると話しています。その中で、コメントは財

源にも及び、財源は当然国の予算で賄うべきだと注文をつけたことも報道されています。さらに、下北半島7市町村の枠組みで原子力防災の体制枠組みを協議している、引き続き連携を深め避難所の設置など、市町村の応援協定を結ぶことで実効性ある防災計画にしていくとも報道されています。

そこで伺います。1点目、避難に対する認識についてであります。市長は、自衛隊の艦船を利用する計画やヘリコプターの利用、下北半島縦貫道路を利用するため早期完成を求めることなどを発言していますが、避難をするということについてどのように考えているのでしょうか。

2点目、災害時連携防災は機能するかということであります。岩手県、福島県、宮城県の被災地の状況でも、民家が全滅してしまう事態が生じて、電気も電話も使えず、無線すらどうなるかわかりません。本市を含めて下北半島の集落は、大半が海岸沿いにあります。津波と放射能拡散の事態が発生すれば、事故が起きれば瞬時に行政機関も村落も大半が被災し、のみ込まれてしまいます。計画は形式だけにとらわれ、肝心の住民避難への対応のおくれが心配であります。広域連携が本当に確保され、行政の機能が的確に始動できるのか、連携防災の具体的な対応は今後どのようにしていくのかお尋ねいたします。

3点目であります。圏外の他自治体との連携は想定されているか。30キロ圏域以外の自治体との連携も考えるべきで、連携防災については近隣の下北半島以外の被害が少ないであろう津軽半島の外ヶ浜町などの各自治体、青森市やその他の自治体とも連携を模索していく必要があると思います。対岸へ避難する場合の相手側の都合もあると思います。どこへどのようにして住民を安全に避難させるか。災害は天気の良い日ばかりとは限りません。30キロ圏外の自治体との連携や避難計画

はどのように想定されているのでしょうか。

4点目、自力防災の強化と安全対策を最優先すべきではないかということでもあります。災害時の避難は、1分1秒を争います。とっさのときには、旧むつ市の市民も避難区域が30キロ圏外になっている川内、脇野沢方面に避難しなければなりません。現状では、川内方面に避難するという行政側の市民へのアピールとその方向性が全く示されていません。市民へ向けてふだんから緊急時の対応をどうするのかを発信する必要もあると思います。まず、本市独自で自力避難の道を探り、具体策を示し、それを市民に啓発すべきではないかと思います。

また、災害時の避難先の確保と周知徹底は最優先課題ではないかと思います。川内方面には閉校した小学校があり、また空き家となった民家も多くあります。緊急時の避難と安全対策への取り組みについて、今どのようになっているのでしょうか。

2番目であります。避難への取り組みについてでございます。1点目、避難道路と避難場所の確保はどうなっているのか。旧町村部でも安全な避難場所を確保し、周知徹底を考える必要があると思いますが、東日本大震災のとき、地域によっては全く避難場所の体をなしていないという声が聞かれました。避難の考え方が行政側からの一方通行で示され、現在なおそのままの状態になっています。現在の各地域ごとの避難道路と避難場所の確保はどうなっているのでしょうか。点検整備について地元の声を反映した対策も必要であります。対応についてお伺いいたします。

2点目、圏域外の避難先の啓蒙啓発について。いざというときには、民意は大混乱し、自分で何をどうすればいいのかわからなくなります。行政すらどうなるかわかりません。お年寄りたちや子供、その他の弱者も大勢います。緊急時はこのよ

うな住民をどこへ早急に避難させるかも重要な課題となってきますが、下北半島全体を見ても、川内と脇野沢はおおむね安全圏です。広報で啓蒙啓発すべきと思いますが、どのような対応をお考えでしょうか。

3点目、防災拠点の誘致についてであります。先ほども中村議員からオフサイトセンターの誘致の問題が話されましたけれども、オフサイトセンターの誘致について、オフサイトセンターとは緊急事態応急対策拠点施設というものであります。3月11日の大震災以来、大間町と東通村に原子力発電施設を抱える下北半島では、この全域に対する対策を考えなくてはならなくなりました。むつ市で建設計画がありましたが、その計画の途中で震災があり、当センターは20キロから30キロ圏域の指定内にあり、中止に追い込まれたと考えております。私は、被災を逃れる圏域にある川内にこれを持ってくるべきではないかと思います。しかし、センターは20キロ圏内に建てなければならないという法律がありました。現在は、30キロ圏内になっていますので、どのように変わっているかわかりませんが、川内町は30キロを超えています。安全であります。このような重要な施設は安全圏域に建設すべきだと思います。そこで、この圏域指定を解除していただいて、オフサイトセンターを川内につくることについてご所見をお示しください。

4点目、避難道路の確保についてであります。市道湯野川薬研線を避難道として拡幅整備してはどうかということでもあります。この道路は、旧大畑から薬研を通り佐井村へ抜ける道路の県道薬研佐井村線の途中から旧川内町の湯野川へ抜ける道路であります。地元では通称湯野川林道や朝比奈林道と言われているものであります。この湯野川薬研線の道路の蛇行している場所に橋をかけて真っすぐにすれば時間退職にもなります。拡幅整

備は災害が起きた場合、大畑町の住民ばかりではなく、大間町、風間浦村、東通村などの北通りの人たちが30キロの安全圏域に避難でき、最大の効果を発揮するものと考えます。また、前項のオフサイトセンターとの連動も十分可能になります。これは、下北半島の冠動脈にもなり、命の道にもなります。また、閉塞感が緩和され、周遊観光に道が開け、これからの半島全体の観光産業の活性化にも結びつきます。避難道のニーズが高まっている今でなくてはこの道路整備は難しいと思います。避難道路の確保については、この半島で生活している住民を守るため、一自治体に固執することなく半島の自治体全体が一丸となって取り組まなければならない重要な問題であります。まず本市の対応についてお伺いいたします。

5点目、避難後のライフライン対策はどうなっているかということでございます。1分1秒を争う避難には、着のみ着のままの状態で逃げなければならないわけではありますが、どこへどのようにして逃げるか、それを示す道標のようなものがあるか、また避難先のライフラインに対する対策は想定されているか、どの程度の準備を考えているのかお伺いいたします。

以上、3項目に対する明快なご答弁を求め、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、人口減少対策についてであります。1点目の合併時と現在の人口比較についてと、3点目の人口減少率については担当部長から、そしてまた2点目の小・中・高の現在の人数はどれくらい及び3点目の人口減少率に係る小・中学生等の部分については、教育委員会から答弁申し上げます。

次に、ご質問の第4点目であります。人口減少の経済に与える影響についてお答えいたします。現在人口減少問題は、本市だけではなく、全国的な課題であり、我が国の人口の推移は国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口では、今後50年で30%近く減少するとされております。人口減少で一番問題になるのは、経済の主たる担い手である16歳から64歳の生産年齢人口の縮小です。生産年齢人口は、1995年にピークを迎えてから今後50年間に年平均1.2%程度のペースで減少し続け、50年後には現在のほぼ半分になると言われております。

しかも、さらに問題なのは、この人口が全国一律に減少していくわけではなく、地域間でそのペースは大きく異なっているということです。同一地域内でも立地や利便性、魅力といったものを背景にばらつきがあり、2008年の過疎地域間調査会の資料では、全国1,788市町村の40.9%に当たる732の市町村が過疎に陥っているとされています。

このような労働力人口の減少が経済に与える影響は、経済成長を少なからず抑制するように作用し続けることになり、税、財政、社会保障制度を一体的にとらえた方向性を考えなければ、経済社会のシステムは安定的な維持が困難になってしまう可能性があることを認識しております。

次に、ご質問の第5点目、雇用対策や少子高齢化対策についてどのように考えているかにお答えいたします。人口減少への真っ正面からの取り組みとしては、抜本的な少子化対策を通じ、我が国の出生率を確実に上昇させていくことが重要になると考えます。同時に次の世代の経済活動を支える人材の育成をしていくためには、教育が大切になりましょうし、親の就労と育児の両立や家庭における子育てを支援するための環境の整備など、子育てしやすい社会、まちづくりを進めることが

結果的に少子化傾向への改善に結びつくと考えております。

地域における人口減少を食い止め、雇用を創出、確保していくためには、地域経済の活性化が不可欠です。各地域が自らの意思で創意工夫を凝らし、本来持っている活力や資源、特色を十分に発揮しながら地域経営を実践し、新たな成長を創造することが求められます。行く行く広域経済圏の確立と行政の大胆なスリム化も求められることも考えられます。このようなことから、私どもはこれまで以上に地域経済の活性化のための後押しをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

少子高齢化対策の具体的な施策については、担当部長から答弁をいたします。

次に、西通り地区の道路網の整備についてお答えいたします。ご質問の1点目の口広滝山線の工事状況についてであります。本路線は国道338号の沿線集落であります小沢地区と滝山地区を結ぶ延長5,845メートルの2級幹線道路であり、辰内地内の七曲地区崩壊や脇野沢川の洪水等により小沢地区から本村地区、本村地区から滝山地区間が不通になったときの国道の迂回路として昭和55年度に過疎計画が決定され、昭和60年度に事業着手後、昭和61年度より本工事が開始されたものであります。

この工事は、口広工区と滝山工区の2つに分けて実施され、口広工区につきましては、昭和61年度から平成7年度までの10年間で平成11年度の延べ11年間で整備区間は1,240メートルとなっております。滝山工区は平成7年度から平成12年度までの6年間で826メートルが整備され、整備延長は2,826メートルとなっております。なお、整備計画の延長は2,066メートルとなっておりますので、残りは760メートルであります。

まず、工事中止の最終年度及び残工事がありな

がら工事中止になったのはいつごろのことかについてであります。工事の最終年度は平成12年度となっております。

次に、残工事が中断している理由については、この工事が国の地方道路整備臨時交付金事業及び地方特定事業、いわゆる起債事業で行ってまいりましたが、国からの配分がなくなったことにより、当時村の財政事情が逼迫したことや、先に村内の居住環境の整備が必要との判断により、下水道事業や融雪溝整備事業など住民に密着した事業を優先してきたこと等によるものであります。

次に、道路の舗装整備及び架橋の必要性についてであります。平成13年度から現在までの11年間は整備された箇所は修繕等も行われておらず、議員ご指摘のとおり、道路上に雑木等が生え、通行不能な状態となっております。この路線の継続工事につきましては、具体的な計画がない状態となっております。

次に、口広滝山線の整備工事の見通しについてであります。現在脇野沢地区では県道九艘泊脇野沢線の迂回路として九艘泊源藤城線の延長と、これにつながる細間沢線の整備を進めるため、本年度から測量調査事業に着手したところであり、今後細間沢線の整備状況等を勘案しながら、口広滝山線の整備につきましては計画地と現状の比較や脇野沢地区全体の道路状況についてさらに検討したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、西通り地区の道路網の整備についてのご質問にお答えいたします。2点目の西通り地区のバイパス道路についてであります。議員ご指摘の川内町葛沢地区から脇野沢小沢地区までの国道338号はバイパスがないということで、これまでも火災や水害による土砂崩れ等で一時的に交通が遮断されるという事態が発生しております。しかしながら、将来的な迂回路等の構想はもちろん必

要なことと考えており、宿野部地区、蛸崎地区については市議会や地区会の熱心な要望もありまして、平成19年度に調査費が認められ、整備ルートの検討が行われておりますが、事業化については将来的課題としてめどが立っていない状況にあります。市といたしましては、今後とも下北総合開発期成同盟会の青森県に対する重点要望に盛り込んで、早期実現を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

第3点目の宿野部から蛸崎間の道路整備についてであります。国道338号宿野部地区の夏場でも大型車が容易に交差できない宿野部橋西側の狭隘箇所及び旧墓地付近の急カーブの整備につきましては、合併以前から県に対し要望してきているところであります。前段のお答えと重複いたしますが、平成19年度において県が解消策としてバイパス案の検討をいたしておりますが、現在のところ残念ながら整備のめどが立っていない状況と伺っております。西通り地区唯一の国道の安全確保に向けて引き続き強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

道路整備計画に伴う発掘調査について並びに調査が行われた場合の調査主体につきましては、教育委員会よりお答えいたします。

次に、原子力防災への取り組みについてお答えいたします。まず、連携防災に対する考え方についての1点目、避難に対する認識についてであります。現在国の内閣府原子力安全委員会において、防災指針の見直しを進めておりますが、その作業部会において原子力事故に備える防災重点区域をこれまでの半径8ないし10キロメートルから半径30キロメートルに拡大する案で合意したとのことあります。この案については、来年度設置される予定の原子力安全庁において最終的に指針を改定することとなっております。

下北半島には、東通原子力発電所を初め多くの

原子力施設が立地または建設中ではありますが、このうち東通原子力発電所で事故が発生した場合は、国道338号及び国道279号は現在の防災指針にある半径8ないし10キロメートルの範囲に含まれることから、交通規制がしかれる可能性が高く、下北半島の北部は陸の孤島となることが予想されます。しかしながら、この場合でも即座に交通規制等が行われるということではなく、事故の規模によってはある程度の時間的余裕も考えられることから、陸路での避難ということを優先的に考えるとともに、渋滞なども考慮し、むつ市を初め下北地域の住民がスムーズに避難できるよう海路、空路という複数の避難ルートの確保が重要であると考えております。

このようなことから、下北半島縦貫道路を初め半島内の国道、県道など複数の幹線避難道路の整備について国・県へ働きかけるとともに、海路及び空路による避難体制についても今後関係機関と十分に協議してまいりたいと考えております。

次に、2点目の災害時に連携防災は機能するかについてであります。災害発生時の各種応急対策については、各市町村が行うこととなりますが、ことしのような原子力災害や集中豪雨による大規模土砂災害等の状況を考えますと、住民避難や物資の供給など単独市町村だけの対応では限界があるような状況が見られます。このため原子力災害を初めとする大規模災害が発生した場合は、関係市町村が連携しながら対応していくことが重要であるという共通認識のもとに組織されましたのが原子力発電所に係る関係市町村連絡会議であり、今後避難体制の整備等具体的な対応策を盛り込んだ応援協定を締結し、自然災害対応を含めた連携体制を強化していくこととしております。

次に、3点目の30キロメートル圏域外の他自治体との連携は想定されているのかについてであります。東通原子力発電所の事故を想定した場合、

原発から30キロメートル圏内には本市においては現時点での試算で約5万3,000人の住民が生活しておりますが、これらの方々全員を下北半島内のどこかに避難させるということは現実的ではなく、他の地域への避難を考慮する必要があります。

下北半島以外の避難先としては、津軽方面あるいは北海道方面などが想定されますが、避難先等については、県の考えなども伺いながら、野辺地町を含めた8市町村連絡会議で協議検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の自力防災の強化と安全対策を最優先すべきではないかということについてであります。災害の初期における対応については、各市町村が行うことは当然のことであり、さまざまな災害対応については、まず市の防災体制を最優先に整備すべきであることは東議員と考えを同じくするものであります。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、近年の災害の状況を見ますと、単独の市町村での対応では困難な状況が多くなっております。このため特に大規模災害の場合には、関係市町村が連携しながら対応していこうということですが、当然ながら市としての住民避難対策、緊急物資の備蓄を初め、市民への情報提供体制の強化等市の防災体制については優先的に強化してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、避難への取り組みについての1点目、避難道路と避難場所の確保はどうなっているのかということについてであります。原子力災害における避難については、自宅等への屋内避難がその第一歩となりますが、発電所等から放出される放射線量等によっては、コンクリート建屋への待避または避難ということになります。市内においては、避難所となる公共施設でコンクリートでつくられた建物は体育館や学校等ごく限られた施設である

ことから、収容人員には限界があり、当然ながら多くの方々は指定避難所以外への避難という方法をとらざるを得ないものと考えております。

5万人余りの市民を避難させるということは、非常に困難な作業になると思われませんが、防災関係機関等との協議を重ねながら対応してまいりたいと考えております。

また、避難道路の整備については、下北半島7市町村長で下北半島縦貫道路、国道の整備を初め迂回県道等の早期整備について、去る10月18日に県知事に対し要望したところであります。また、津波に対する避難場所の確保については、現在指定避難場所の海拔調査を行っており、避難場所としての適否について判断するための作業を進めておりますが、本市では多くの集落が海岸部あるいは平野部に位置しており、あわせて廃校になった校舎が避難所となっていたこともあり、避難所の確保が非常に困難な状況にあります。

今後具体的に災害種別ごとの避難所を指定することになりますが、その際には可能な限り住民のご意見も取り入れていきたいと考えております。また、あわせてバスの停留所や避難場所、避難経路等にも海拔表示を行い、避難する場所の目安として活用していただきたいと考えております。

次に、2点目の圏域外の避難先の啓蒙啓発についてであります。原発事故等の大災害が発生した場合の市民の避難先については、川内地区及び脇野沢地区や市外を含め検討することになりますが、検討結果については市民の皆様にも周知徹底を図りたいと考えております。

次に、3点目のオフサイトセンターを川内地区につくることについてであります。現在の法律の規定においては、オフサイトセンター設置の要件の一つとして、原子力事業者との距離が20キロメートル未満の範囲に設置することとなっております。

ます。市が計画しているオフサイトセンターは、中間貯蔵施設を対象としたものであり、市庁舎向かい側にある予定地は、施設予定地から約9キロメートルの位置にあります。現在国の原子力安全委員会において原子力施設に係る防災指針の見直しが行われており、オフサイトセンターの設置場所についても検討されることが予想されますが、原子力災害が発生した場合の初期段階においては、市町村の対応が重要となりますことから、市としては現在の予定地に建設したいと考えております。

次に、4点目の避難道路の確保についてですが、避難道路の確保については、下北半島全体で取り組む必要があるということで再三申し上げますが、これまで原子力発電所に係る関係市町村長会議等で協議し、その中で市の関係では下北半島縦貫道路、国道338号、県道川内佐井線、薬研佐井線の早期整備を要望したところであります。議員お話しの市道湯野川薬研線については、路線としての重要性は理解できるものの、まずは幹線道路の整備について優先的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、避難後のライフライン対策はどうなっているかについてであります。大災害時には、最低3日分の生活物資の備蓄が必要だとされておりますが、市では現在避難所の見直しとともに、各庁舎や主要避難所等への食料、飲料、毛布、簡易トイレ等の生活用品を初め停電に備えた非常用発電機やストーブ等の備蓄を進めており、また今後も引き続き民間事業者と災害時応援協定を締結して、災害に備えることとしております。今後さらに避難場所の選定とともに、必要品の備蓄を進めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 人口減少対策についてのご質問でございますが、1点目の合併時と現

在の人口比較についてと、3点目の人口減少率につきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。なお、国勢調査が平成17年10月と平成22年10月に行われておりますので、その比較ということでご容赦願いたいと思います。

また、議員ご認識の合併当時の人口6万7,000人程度というようなことで、この前のこども議会で市長が答弁した6万4,000人というのは、平成17年の国勢調査の人口というようなことですので、ご理解いただきたいと思います。

平成17年に実施されました国勢調査の集計結果によりますと、市全体で6万4,052人、平成22年の国勢調査では6万1,066人で、2,986人の減、率にいたしますと、およそ4.7%の減となっております。

次に、地域別の集計結果でございますけれども、旧むつ市では、平成17年4万8,237人、平成22年では4万7,116人で1,121人の減、減少率は約2.3%となっております。

旧川内町では、平成17年が5,117人、平成22年が4,507人で610人の減、減少率は約11.9%となっております。

旧大畑町では、平成17年が8,418人、平成22年が7,623人で795人の減、減少率は約9.4%となっております。

旧脇野沢村では、平成17年が2,280人、平成22年が1,820人で460人の減、減少率は約20.2%となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 東議員の人口減少対策のご質問のうち少子高齢化対策について、市長答弁に補足説明いたします。

むつ市の少子化対策といたしましては、安心して子供を産み、ゆとりを持って健やかに子供を育てることができる子育て支援の充実を図っており

ます。

子育て支援の内容といたしましては、出産後の育児支援として生後4カ月までの全戸訪問事業のこにちは赤ちゃん事業を実施し、子育て支援に関する情報提供や保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行っております。また、安心して子育てができるようにするため、むつ市ファミリーサポートセンター事業を実施し、子育て支援を受けたい方と育児の支援を行いたい方がそれぞれセンターの会員となり、地域での子育ての助け合い活動を行っております。その他子供が成長するとともに、ほかの親子との触れ合いが必要となった際には子育て支援センター、子育てメイト、活動サークル等の利用も奨励しております。

平成22年度からは、病気の回復期にある生後6カ月から小学校3年生までの児童を一時的に預かることにより保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的としたむつ市病後児預かり事業を実施しております。

また、就学児童につきましては、小学校1年生から3年生までを対象に、保護者の就労または疾病支援のため放課後児童の健全育成を目的とした通称なかよし会を市内9カ所の小学校において開設し、あわせて大畑地区におきましても児童館を開設いたしております。

次に、高齢者対策につきましては、大別いたしますと、介護保険法に基づいた訪問系及び通所系の在宅サービスと、特別養護老人ホーム、老人保健施設等の施設サービスなどの入所系サービスが支援の主体となっております。

また、介護保険サービス制度以外の福祉サービスといたしましては、軽度生活援助ホームヘルプサービスや生きがい活動支援通所事業などを初めとする各種生活支援サービスを実施いたしております。高齢者のさまざまな相談への対応といたしましては、市直営を含んだ3カ所の地域包括支援

センターによる相談業務を市内全域で展開しております。

さらには、介護度の高い高齢者を少しでも抑制し、でき得る限り要介護状態とならないための予防への取り組みも実施しており、具体的には介護予防セミナー、はつらつ介護予防クラブ及び転倒予防教室などの介護予防事業を実施し、介護予防に重点を置いた各種施策を推進しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 東議員ご質問の人口減少対策についての教育委員会が所管する部分についてのご質問にお答えいたします。

小学校、中学校における合併時と現在の児童・生徒数及び減少率については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

合併直後の平成17年度と平成23年度の5月1日を基準とする学校基本調査の結果をもとにご報告申し上げます。

初めに、小学校の児童数及び減少率ですが、むつ地区の平成17年度の児童数3,243名に対し、平成23年度では2,902名であり、児童数では341名、率では10.51%の減少でございます。川内地区では、平成17年度が269名に対し、平成23年度では191名であり、人数で78名、率で29.00%の減少となっております。大畑地区では、平成17年度が434名に対し、平成23年度では332名であり、児童数で102名、率では23.50%の減少となっております。脇野沢地区では、平成17年度が113名に対し、平成23年度では54名であり、児童数で59名、率では52.21%の減少となっております。市全体では、平成17年度の児童数が4,059名に対し、平成23年度では3,479名であり、児童数で580名、率では14.29%の減少となっております。

次に、中学校の生徒数ですが、むつ地区の平成17年度の生徒数1,592名に対し、平成23年度は

1,558名であり、生徒数で34名、率では2.14%の減少となっております。川内地区では、平成17年度の149名に対し、平成23年度は118名であり、生徒数で31名、率では20.81%の減少となっております。大畑地区では、平成17年度の244名に対し、平成23年度は196名であり、生徒数で48名、率では19.67%の減少となっております。脇野沢地区では、平成17年度の79名に対し、平成23年度では50名であり、生徒数で29名、率では36.71%の減少となっております。中学生の市全体では、平成17年度の生徒数2,064名に対し、平成23年度は1,922名であり、生徒数で142名、率では6.88%の減少となっております。

これらの結果から、今後の見通しについて申し上げますと、小学校の児童数の減少が最も大きいことから、この児童の減少に並行して、中学校及びその先の高等学校の生徒数も減少することが予想されるところでございます。

次に、西通り地区の道路網の整備に係る宿野部一蛸崎間の道路整備に伴う発掘調査について及び調査が行われた場合の調査主体についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の発掘調査に関する地点は、宿野部地区にある上野平遺跡であろうと存じます。この遺跡については、これまで学術調査は実施しておりますが、開発に伴う発掘調査はしておりません。つきましては、実際に発掘調査に至るまでの一般的なプロセスについてご説明し、ご理解を賜りたいと存じます。

仮に道路整備の計画が作成されますと、事業者はその計画上の土地に遺跡があるかどうかの確認を行います。確認は、地元の教育委員会へ問い合わせさせていただく形となります。確認の結果、その土地に遺跡がある、あるいは遺跡に隣接していると判明した場合、文化財保護法に基づき事業者、県教育委員会、市教育委員会による事前協議

がなされます。そして、実際に遺跡内の工事が施行されることになった場合は発掘調査が行われることとなります。その結果を踏まえ、工事を進めるか、遺跡の保存を行うか、再度協議を行うこととなります。したがって、先ほど市長答弁にありましたとおり、この道路整備については、まだめどが立っておらず計画もないことにより、発掘調査の予定がないところでございます。

次に、調査主体についてご説明いたします。このような国道整備にかかわる発掘調査の主体は、事業主体者であります県の依頼を受け、市の教育委員会が調査主体となるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） 再質問をいっぱいしたいと思ひまして、用意してまいりましたけれども、時間が参りましたので、再質問はやりません。

終わります。

○議長（山本留義） これで、東健而議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月10日及び11日は休日のため休会とし、12月12日は濱田栄子議員、佐賀英生議員、霊池光弘議員、鎌田ちよ子議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時08分 散会